

桓武天皇の皇統意識

総合研究大学院大学 文化科学研究科 国際日本研究専攻 龔 婷

要 旨

本稿では、桓武天皇即位前後の政治動向、及び即位後に行われた長岡遷都・郊祀などを手がかりにして桓武天皇の皇統意識を再検討する。神護景雲四（七七〇）年八月、称徳天皇の遺宣によって天智の孫である光仁（白壁王）が即位し、皇位継承の嫡流となった。奈良時代後半における皇位継承の闘争によって多くの有力後継者は皇位継承の序列から排除され、生き残ったのは高齢の天武傍系の皇族及び天智系の二世王のみである。光仁が選ばれた理由は、聖武の血を引く井上内親王との間に生まれた他戸親王の皇位継承によって、聖武系の血統を継続させる可能性が見込まれたからである。また、志貴皇子（光仁の父）は「吉野の盟約」のメンバーである重要性も他の研究で明らかになった。しかし光仁が即位して間もなく井上・他戸母子が廃され、三十五歳の桓武（山部）は皇太子となった。

桓武は光仁の長男であり、称徳朝では一般官僚として出世した。桓武の即位にとって、母方の渡来系血統は大きなマイナス要素であり、後の桓武朝の政治を揺るがす要因の一つでもある。桓武の即位後、天皇としての正統性を主張するため、中国の「辛酉革命・甲子革命」に基づいて年号を「天応」に改元した。この間、新京長岡に遷都し、延暦四年に中国風の郊祀を做った天神祭祀を行い、皇位継承の正統性を強化した。一方、桓武の即位に不満を抱く人々が謀反や魘魅などのクーデターを起こし、有力な皇族を含めて多数の人が刑罰を受け、さらに種継の暗殺事件によって、桓武の同母弟である早良親王や甥の五百枝王も皇統継承の候補者から外れた。政治事件における一連の粛清の結果、桓武から息子の安殿親王への直系継承となる条件が揃った。

光仁の改葬・延暦年間の山陵祭祀における天智・志貴・光仁への追慕や弟の早良親王の排除・安殿の立太子など、桓武は直系による皇統継承を強く意識したと見られる。延暦六年に行った郊祀は、光仁を配主としたことから、光仁―桓武―安殿（延暦六年元服）までの父方血統のみで構成する新たな皇位継承の秩序を完成したと見られる。

キーワード：桓武天皇 辛酉革命 長岡遷都 郊祀 直系継承

はじめに

第一章 桓武即位以前の皇位継承

(一) 光仁の即位事情

(二) 桓武(山部)立太子への道

第二章 初期桓武政権の新政

第一節 桓武の即位と辛酉革命

第二節 長岡遷都と政治動向

第三章 桓武直系の確立と創出

第一節 郊祀における桓武直系皇統の確立

第二節 祖先への追慕と桓武直系の創出

終わりに

はじめに

桓武天皇は平城京で即位した最後の天皇であり、歴代天皇の中で「最も非日本的な天皇」⁽¹⁾とされた、かなり異色の存在である。奈良時代の後半には、皇位継承をめぐる謀反や叛乱が頻繁に起き、その結果として称徳女帝のあとを継ぐのは天智天皇の孫である光仁天皇(白壁王)であった。光仁の子である桓武(山部)は渡来人氏族出身の母を持つため、本来は皇位継承に無縁の人物であったが、皇后井上の魔魅事件によって他戸皇太子が廃されたあとに立太子され、光仁の譲位によって即位を果した。

桓武天皇の治世において、それまでにない国策が次々と打ち出された。先行研究では、桓武天皇を「新王朝の始祖」に位置付けた論説が多い。壬申の乱以降に継続した天武系の皇統は、光仁天皇(白壁王)の即位によって天智系の皇統へと変わり、新たな皇統秩序を生み出したという考

えはこれまでの一般的な認識だった。

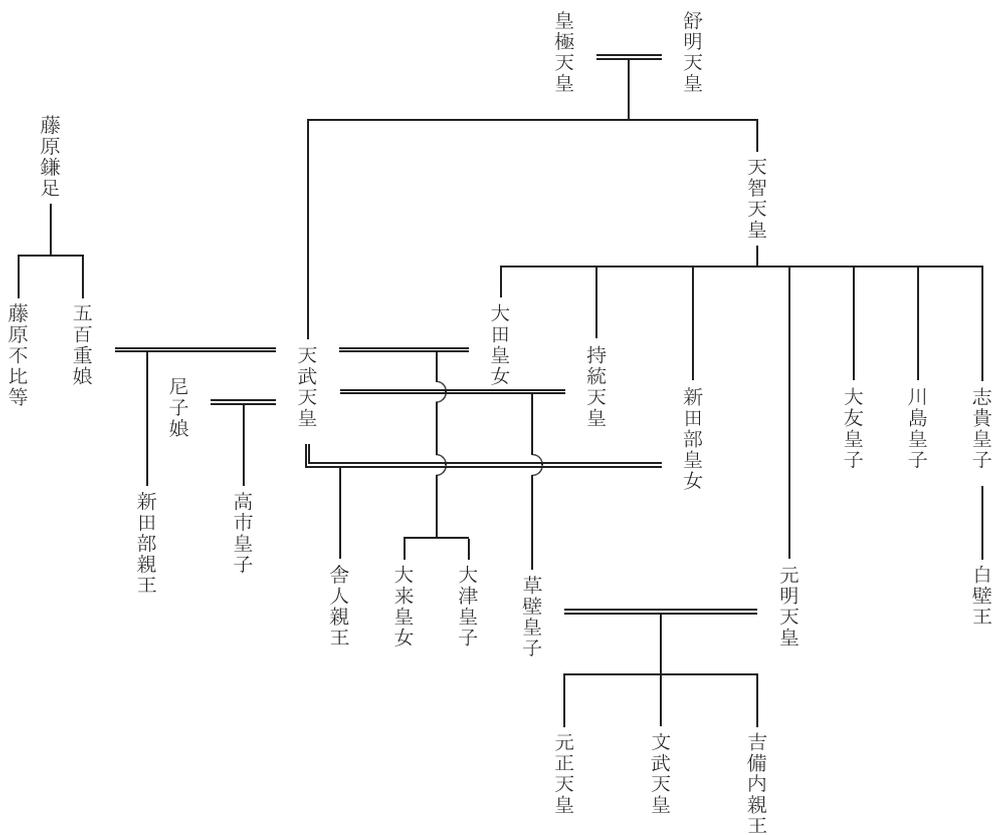
桓武天皇の皇統意識に関して、これまで多くの研究者は様々な視点から研究を行った。「長岡遷都と革命思想」に注目したのは瀧川政次郎である。瀧川は、「新王朝の発足には、新都の造営がなければならぬ」とし、長岡遷都は中国の革命思想から強い影響を受けたと考える。また郊祀、国忌省除などの視点から分析した結果、光仁天皇の即位を以て新王朝の創始者とし、天智・天智の皇統交替は天命によるものと当時の人々が信じていたとした⁽²⁾。これ以降、林陸朗⁽³⁾と清水みき⁽⁴⁾は瀧川説を継承し各自の持論を展開した。

また、聖武系皇統を断ち切り、皇統意識の面で聖武系から天智系へ転換したという視点から以下二氏の論が挙げられる。瀧浪貞子は、延暦年間(山部)の臨時奉幣の対象が天智―志貴―聖武から天智―志貴―光仁に変化したことから、聖武系皇統を断ち切り天智系の皇統意識への転換時期を長岡京造営の時期に求めた。ただし、天智系・天武系という言葉は限られた時期、限られた意味を持つことが重要である⁽⁵⁾。また、吉川真司は、桓武は聖武系とのつながりを切るため、光仁陵を田原に改葬し、直系皇統理念・新王朝理念を打ち出したと結論付けた⁽⁶⁾。

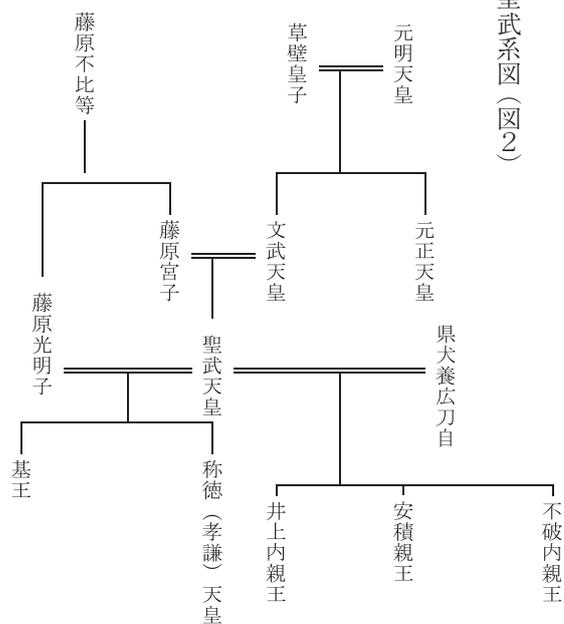
これまでの諸説の多くは天武系・天智系を別の皇統として考えていたが、仁藤敦史は、桓武即位時においては、父母双方から正統化される皇統が必要とされ、渡来系の母方の系図を強化し、父方も天武系の血縁的連続性を意識的に確保していたとし、前王系との断絶は強調していないという新説を唱えた⁽⁷⁾。

以上の諸先行研究を踏まえた上で、本稿では、桓武が即位する以前にある皇位継承の問題と意識の所在を再確認し、即位以後における意識の変化を見ると二つの作業を通じて、桓武天皇の皇統意識について再検討していきたい。

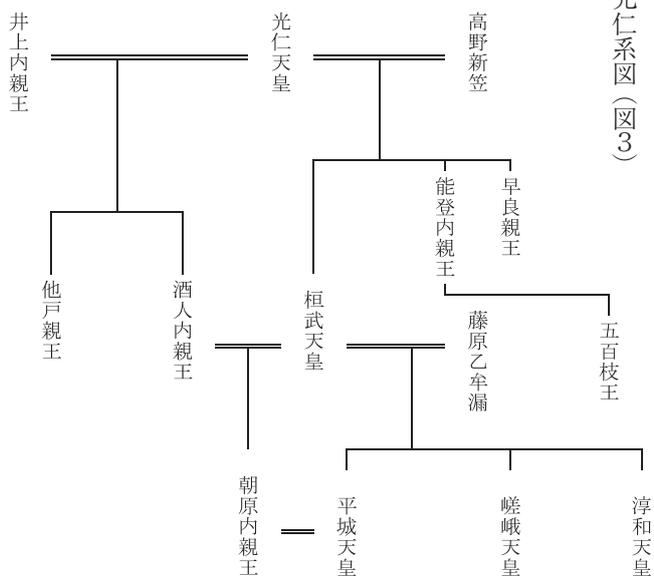
天智・天武系図(図1)



聖武系図(図2)



光仁系図(図3)



第一章 桓武即位以前の皇位継承

(一) 光仁の即位事情

桓武天皇の皇統意識を検討する際、父の白壁王（光仁天皇）が即位に至った状況を振り返る必要がある。三世王である天智の孫として生まれた白壁は、いわゆる奈良時代の草壁直系皇統から遠く離れた傍系の血筋である。『続日本紀』の光仁の即位前記に、「天皇、寛仁敦厚、意豁然也。自「勝宝」以来、皇極無弔。人疑「彼此」、罪廢者多。天皇、深顧「横禍時」、或縦「酒晦」迹。以「故、免」害者数矣」⁽⁸⁾と記されたように、光仁即位以前の政治状況は複雑であった。奈良時代後半の皇位継承をめぐる、さまざまな反乱や事件が起き、多くの皇族は相次いで謀反などの罪に問われて地位を失ったが、白壁は酒に溺れて凡庸を装い、皇位紛争の難から逃れたのである。

神護景雲四（七七〇）年八月四日、称徳天皇が崩御した。白壁は遺宣によって立太子され、同年の十月一日に即位した。『続日本紀』八月四日の記事によると、左大臣藤原永手等が「定「策禁中」とあるように、皇嗣議定の会議を開き、議定の結果は称徳天皇の意志である「遺宣」に反映された。

左大臣従一位藤原朝臣永手受遺宣曰「今詔久、事卒尔尔有依天諸臣等議天、白壁王波諸王乃尔年齒毛長奈。又先帝乃功毛在故尔太子止天、奏波奏麻定給止勅宣。」

『続日本紀』に記載された白壁王の擁立は一見、何の支障もない。瀧浪貞子はこの記事によって称徳が存命中に白壁王を皇嗣に見立てたという見解を提示した⁽⁹⁾。ところが、『日本紀略』宝龜元（七七〇）年八月癸巳条に引く「百川伝」を根拠に、この「遺宣」を百川等による偽物と見る説はよく知られている。称徳の立太子をめぐる「百川伝」と『続

日本紀』の記載には幾つかの相違点があり、中でも最も注目されたのは次に挙げる二点である。

(1) 「百川伝」には「天皇、平生未だ太子を立てず」とあり、称徳天皇は皇位継承者を決めないまま死去したということになる。死後、群臣会議によって次の皇位継承者を選出するが、吉備真備は天武天皇の皇子長親王の子である臣籍に降下した文室浄三を次の皇位継承者に推薦した。しかし藤原百川・永手・良継らは浄三の子孫が多いという理由で真備の提案に反対し、浄三も自らこの立太子を辞退した。次に真備は浄三の弟の中市を立てようとしたが、本人に拒否されて真備による擁立は実現できなかった。『続日本紀』にはそもそも会議の内実に関する記事がなく、勿論この文室兄弟を擁立する話は見られず、真備は群臣会議に参加した一員として記されたのみである。

(2) 「百川伝」には藤原百川と永手・良継三人が偽りの宣命を作って白壁王を皇太子として即位させたとあり、そして真備はこのことに憤慨して辞任してしまったと記した。しかし『続日本紀』に見えるこの後の真備の動向を捉えてみると、光仁即位前の宝龜元（七七〇）年九月七日に真備は上表して辞任したが、光仁即位後の十月八日に出した詔では、真備の中衛大将の任を解き、右大臣を帯びたまま彼を留任させたのである。

「百川伝」の成立時期や作者は不明で、既にその原本が失われているため、現在見られるのは『日本紀略』に引用された逸文のみ、はつきりとした出典が不明である。「百川伝」は百川の長男である緒嗣が父を顕彰するため、撰修した家伝であり、百川の功績を誇張する弊があると、林陸朗の指摘がある⁽¹⁰⁾。しかし吉川敏子は「百川伝」を原『続日本紀』の一部と見なし、現在の『続日本紀』に「百川伝」が見えないのは、井上内親王や他戸に憚りを感じる桓武天皇が『続日本紀』から「百川伝」を削除した結果であると示唆した⁽¹¹⁾。だが、「百川伝」前半の内容は

誇張的な部分が多く、明らかに『続日本紀』の文体や編纂スタイルと異なるもので、元々『続日本紀』にあった内容とは考え難い。更に、左大臣永手より若輩で官職も低い百川が、藤原氏の筆頭となって白壁王を擁立するのも考えにくいことである。故に筆者は吉川説に首肯できず、やはり林陸朗が提示したように、この「百川伝」は何らかの伝承によって創作された家伝である可能性が高く、すべてが史実であるとは信じ難い。上記(1)、(2)二点を合わせて以下に見解を述べよう。

『続日本紀』の記述によると⁽¹²⁾、この皇嗣議定の代表者には北家の藤原永手・式家の宿奈麻呂(良繼)・南家の繩麻呂等の名前が見える。藤原氏以外にも、右大臣の吉備真備、参議式部卿石上宅嗣の名前が挙げられる。そして太政官ではない式家の近衛大将藤原蔵下麻呂も列座した。本来、称徳の意中の後継者でもし定まっていたら⁽¹³⁾、次期皇位継承者を議定することは無意味なことになる。議定の事態に及んだのは、やはり白壁以外にも何人かの候補者がいたと考えるのは自然であろう。

ここで想起したいのは天平宝字元(七七五)年四月に起った孝謙の後継をめぐる問題である。道祖王が不行跡という理由で廢太子され、その代わりに次期皇嗣を選出するため、群臣を召して議論を行った。当時、藤原豊成と藤原永手は新田部親王の子塩焼王を推薦し、文室珍努(浄三)と大伴古麻呂は舍人親王の子池田王を擁立した。立太子の勅は「宗室中、舍人・新田部両親王、是尤長也」から始まり、孝謙は推薦された候補者にそれぞれの欠点があると指摘し、候補者の中から選択せず、舍人親王の子大炊王を皇太子にすると、諸卿の意見を聞く形で人選を決めた。天武直系の舍人・新田部両親王は天平七(七三五)年まで存命し、皇室に於いて長老的な存在である。聖武の遺志を受け継いだ孝謙は、長老らの子息から皇嗣を選出すべきと考えた⁽¹⁴⁾。勅にある「年長」の語は、後の称徳遺宣に見える白壁王の「年長」と同じ、皇嗣選定にとって最も重要なポイントだと考えられる。称徳の晩年、天武系皇子の血統の多くは

既に途絶えてしまい、三世王の多数も臣籍に降下された。天平宝字年間
の孝謙は「宗室の長」である舍人・新田部両親王の子孫から皇嗣を選出
しようとしたが、淳仁の廢位に伴って、舍人系は選択肢から除外される
こととなる。また新田部系も、塩焼王が仲麻呂の乱に巻き込まれて斬首
され、神護景雲三(七六九)年称徳を呪詛した罪で不破内親王の長男で
ある志計麻呂が流配されたなどの事件があり、よって新田部系が皇嗣に
選ばれる可能性もほぼゼロに近い⁽¹⁵⁾。橘奈良麻呂の変、藤原仲麻呂の
乱などに巻き込まれた皇族は死罪や流配となり、次期皇嗣の候補には、
白壁王・文室兄弟以外の皇族はほほいないのである。一方、文室兄弟は
天武天皇の皇子、長親王の血を引く二世王であり、天平勝宝四(七五二)
年に文室真人の姓を与えて臣籍に降下し、律令官人として淳仁・称徳朝
で実務官僚を務めた。神護景雲四(七七〇)年、文室兄弟の二人は共に
六十五歳を超えた高齢であり、兄の浄三は皇嗣議定から約二ヶ月後に薨
去した。『続日本紀』宝龜十一(七八〇)年十一月戊子条、弟の文室大
市の薨伝に見える「勝宝以後、宗室枝族、陷_レ宰者衆。邑珍削_レ髮為_二沙
門_一、以_二凶_三自全_一」のように、身を守るために出家した浄三・大市の両
兄弟は、早くも皇位継承への可能性を放棄した⁽¹⁶⁾。

また、これまでの研究は白壁王と井上内親王の婚姻関係及び所生の他
戸皇子にも注目し、この血縁関係こそ永手等が白壁王を推した重要な理
由として考えられてきた。『続日本紀』光仁の即位前紀にはこの関係を
暗示する有名な童謡がある。

葛城寺_乃前前在_也、豊浦寺_乃西在_也、於_志度_止、刀志_度。桜井_乃白壁之豆久_也、
好壁之豆久_也、於_志度_止、刀志_度。然_為波_國昌_也、吾家良_會昌_也、於_志度_止、
刀志_度。于_レ時井上内親王_為レ妃。

識者以為、井則内親王之名、白壁為_二天皇之諱_一、蓋天皇登極之徵也。

同時代に流行した童話は『日本霊異記』にも幾つかみえるが、正史である『続日本紀』に童話が登場するのは極めて珍しい。白壁王は世の不穏を安定させる待望の人物として、即位以前から世論に支持されていたという『続日本紀』編者の意図が伝わる⁽¹⁷⁾。白壁王を介して聖武の血統は女系の井上内親王から皇子の他戸に繋がり、他戸の立太子と即位が実現することによって、草壁系の血統は継統できるといふ考えは、当時の藤原氏が代表する貴族層にあったのだろう。義江明子の系譜研究によれば、古代日本社会において女系によって血統を継統させるといふ考え方は存在した。父系親族集団の成立は九世紀半ばであり、それまでは「非血縁・双系原理」が作用していたという⁽¹⁸⁾。白壁王は単なる「中継ぎ」の天皇ではなく⁽¹⁹⁾、血縁関係によって皇統を維持することも、藤原各家の有力者たちが揃って白壁王を擁立した。中川収は、「この時点において藤原氏には血縁的につながる王がいなかったし、また天武の皇統にあっても皇嗣問題の混乱で無庇の系譜がほとんどなく、皇嗣候補者にふさわしい人物もいなかった。そして白壁王の性格や人柄が彼の官人生活で既に知られているため、彼と井上内親王の婚姻及び所生の他戸王の存在は皇嗣問題を解決する可能性を提示した」とも指摘した⁽²⁰⁾。

今まで光仁（白壁王）の即位意義を考える際、通説として認識されていたのは天武系から天智系への皇統交替と、その皇統の交替による「新王朝の開始」である。ところが、他戸―井上内親王の例のように、母方の血統を継統させる可能性があれば、天武以降、光仁以前の全員が女系血統の働きによって天智天皇の血統を引くことになる。となると、天武系から天智系へという皇統交替の流れを再検討する必要がある。仁藤敦史は『日本書紀』天武天皇八（六七九）年五月甲申（五日）「吉野の盟約」に注目した。この盟約は、天武天皇と持統皇后が参列した諸皇子に対して、「朕男等、各異腹而生、然今如二母同産一慈之」と宣言したものである。この盟約には天智天皇の皇子である河嶋皇子と志貴皇子も

参加した。「吉野の盟約」が機能する限り、天智系の皇子も皇位継承から完全に排除されていたわけではない⁽²¹⁾。実際、天武系の血統を継統させる際に危機が生じた場合、天智系の血統に正統性を付与させることは可能になるので、天武系と天智系を同等に扱った「吉野の盟約」の宣言は、白壁王が立太子される正統性の歴史的根拠として考えてもよいだろう。

（二）桓武（山部）立太子への道

桓武天皇の諱は山部であり、三世王白壁王の長男として天平九（七三七）年に生まれ、二十八歳の天平宝字八（七六四）年に「仲麻呂の乱」後の叙位ではじめて無位から従五位下に叙された。『続日本紀』にその名前が見られるのはこれ以降となる。それより以前の山部王の活動に関して、全く不明である。村尾次郎は、山部の叙位は「仲麻呂の乱」の討伐で功績を挙げたことによるものであるという説を提示したが、これに反論した亀田隆之は、称徳の詔に叙位の原因に関して「詔加賜親王大君之胤、及預討逆徒諸氏人等位階」と二つの理由があり、山部の叙位は前者の「親王・大臣之胤」によるものであるという⁽²²⁾。また中村光一は、山部が二十七歳で叙位することは父白壁が天平宝字六（七六二）年に中納言に任ぜられたことなど累進の恩典による蔭叙であり、生没年が分かる同時期のほかの三世王の初叙位の年齢（神王は三十歳、杵志濃王は三十四歳）に比べると、やや優遇されていたという見解を提示した⁽²³⁾。

その後、山部が再び『続日本紀』に登場するのは天平神護二（七六六）年十一月丁巳（五日）条、従五位上に昇叙した記事である。従五位上に昇任してしばらく大学頭に任ぜられたと考えられるが、はっきりした任官の時期は史料上にはみえない。のち宝亀元（七七〇）年八月二十八日の叙位にみえる大学頭の山部に従四位下を授けることから逆算すれば、従五位上の昇叙後の任官と考えられる。称徳朝では父の白壁が大納言、

そして子の山部が大学頭だった。二人とも皇族としてではなく、一般官僚として出世を望んでいたのだろう。

光仁が立太子されてからわずか二十四日後、山部は従四位下に昇叙し侍従に任命され、同年の宝亀元（七七〇）年十月一日、光仁の即位に伴い親王宣下を受けて山部親王となる⁽²⁴⁾。次期天皇即位に先立って、天皇の長子が侍従に就任することはおそらく権威付けのために群臣に山部の実力をアピールする意図が含まれていたと考えられる。

ところが、前述のように、光仁の即位の陰には正妻の井上内親王の存在が大きかった。光仁が即位した翌月十一月六日に井上内親王が皇后に立てられ、約二ヶ月後、宝亀二年正月二十三日に子である他戸親王を立て太子する詔が出された。「双系原理」の通り、当時の社会においては母方の血統も重要視されている。卑しい渡来人女性の所生である山部親王と、貴い血統を持つ井上内親王と他戸親王との間に大きな一線が引かれていることは事実である⁽²⁵⁾。この母方の血統問題は、後述するように、山部の即位後も長年のコンプレックスとして抱えた問題である。

他戸が立太子された一ヶ月後に、山部は侍従から中務卿に転任した。中村光一は、侍従就任以降の山部王の官界での台頭について、それを積極的に推し進めた勢力・人物が背後にいたと推測し、更にその勢力・人物とは藤原式家、特に藤原百川である可能性が高いと述べた⁽²⁶⁾。この推測の根拠となるのは『公卿補任』宝亀二年の藤原百川の尻付が引く「本系」に見られる、「大臣素属」心於桓武天皇、「龍潜之日共結」交情。及「宝亀天皇踐祚之日」、私計為「皇太子」。于時、庶人他部在「儲貳位」、公数出「奇計」、遂廢「他部」。桓武天皇為「太子。」という記事である。「本系」という史料の来歴は不明であり、史料の信憑性について更なる検討を要することは確かであるが、山部と百川の関係が山部立太子以前に溯ることは他の史料によっても確認できる。

山部と百川の関係を証明する史料は『公卿補任』延暦二十一（八〇二二）

年の藤原緒嗣の尻付、及び『続日本後紀』承和十（八四三）年七月庚戌（二十三日）条百川の長男緒嗣の薨伝である。両者には、延暦七（七八八）年春、桓武天皇が緒嗣を殿上に召して、手ずから加冠したエピソードが書かれている。「賜劍、勅曰。是汝父所獻之劍也。汝父壽詞、于今未忘。毎「想像」、不覺涙下。今以賜汝、宜莫失焉。」と、桓武は百川との思い出を語り、「微緒嗣之父、予豈得踐帝位一乎」と、緒嗣の父であった百川が桓武擁立の中心人物として力を尽くしたことを物語っているのである。この史料からみれば、山部の皇太子擁立はかなり早い段階で藤原式家・百川によって思案されたものと考えられる。官僚時代の山部を見てきた藤原百川は、血統に拘ることなく、彼の能力を見抜いて次の天皇にふさわしい人物として期待し、水面下で山部を天皇にする準備を進めていたと考えられる。

そしてわずか一年二ヶ月後、さっそく山部の擁立を実現するチャンスが巡ってきたようである。宝亀三（七七二）年三月、突如井上内親王は巫蠱の大罪で皇后を廢されたのである⁽²⁷⁾。裳昨足嶋という人物が謀反のことを自首し、井上内親王の謀反は「度年経月」であったことを摘発した。そして謀反のことを知りながらその罪を隠した粟田広上と安都堅石女の二人を遠流とし、告発者である裳昨足嶋は罪を免ぜられ、五位下を授けられた。母の皇后を廢されたことで、他戸親王が後立てを失ったことは言うまでもなからう。他戸に影響が及ぶのは早く二ヶ月後のことであった。宝亀三（七七二）年五月丁未（二十五日）、皇太子を廢する宣命が出された。

詔曰、天皇御命^{貞麻}宣御命^手百官人等天下百姓衆聞食^宣。今皇太子止定賜^部他戸王、其母井上内親王^乃魘魅大逆之事、一二遍^{能味}不在、遍麻年^久發覺^奴。其高御座天之日嗣座^波、非吾一人之私座^{毛奈}。所思行^頂。故是を以天之日嗣^止定賜^比儲賜^部皇太子位^七謀反大逆人之子^手治賜^部卿等

百官人等天下百姓念良麻志賀多自氣奈志。加以後世乃平安長久全久可
 在政仁不在止神奈賀良母所念行須依而、他戸王手皇太子之位停賜比却け賜布
 宣天皇御命手、衆聞食倍止宣。

この廢后・廢太子事件に関しては史料が少ないこともあって、事件の真相を知るのは困難である。従来この事件は前述の『公卿補任』にみえる「公数出二奇計、遂廢二他部」を根拠とし、一連の事件は百川の「奇計」によるものと言われている。ところが、中川久仁子の研究によれば、「井上内親王の廢后事件は、誰か特定の犯人が意図的にねつ造したのではなく、梶犬養広刀自を母に持ち、同じような疑いをかけられた過去を持つ不破内親王や梶犬養姉女と近い間柄にあったことや、こういう事件を繰り返し引き起こした奈良朝後期の宮廷の空気によって、自然発生的に生み出された風評被害のようなものであった」とあり、中川はこの事件を井上内親王の出自に関わる問題とされている⁽²⁸⁾。しかし廢后に関わる宣命は史料上にみえず、風評被害というのも推測にすぎない。やはり本居宣長が言うように、元々廢后の宣命もあったが、編纂者が意図的に削除したと見た方が自然である。『続日本紀』は延暦十六年に最終的な編纂段階を終えて撰進されたが、三年後に井上廢后が皇后位に復位が決定されたことによって、廢后の宣命を省いたのではないか。

廢太子の宣命に、理由が明言されており、それは母井上内親王の「魘魅大逆」に関わることである。律のなかで巫蠱と魘魅は別々の罪であるが、日本では実際に区別されなかったという⁽²⁹⁾。宣命が言うにはこれまで井上内親王が行った巫蠱、すなわち魘魅大逆は一度や二度のことではなく、数度に及んだとある。皇后が謀反を謀ることはきわめて珍しいことで、古くから井上内親王自身が皇位を望んでいたのではないかという説はあるが、それには根拠がなく、本居宣長の臆測に過ぎない⁽³⁰⁾。

この事件の発端、井上内親王が行った巫蠱についての記載はほとんどなく、現存史料は告発者及び共犯者への賞罰の詔、そして他戸親王の廢太子の詔のみである。中川収は、共犯者の女官のなかの栗田広上という人物の出自に注目し、彼女は『日本靈異記』に登場した呪術医御手代東人と婚姻関係にある栗田氏の女子であり、巫術を知る者がこの事件に関わっていたことから、井上皇后による魘魅は実在したことである可能性が高い⁽³¹⁾。

魘魅による廢后・廢太子事件の背後にある政情の変化について少し掘り下げたい。光仁の擁立は藤原氏四家の合意によるもので、その筆頭となる人物は藤原北家の永手である。永手の長男藤原家依は他戸の立太子同日に皇后宮大夫に任ぜられたが、この立太子一ヶ月後に永手は突然他界し、朝政はすみやかに式家が統領する体制へと変わっていくのである⁽³²⁾。式家の良継は内臣、百川は参議に昇任し、山部を支持する勢力は一気に大きくなった。これまで井上・他戸母子を支持してきた永手の死去に不安を感じた井上は女官にその不安と苦悶を漏らしたか⁽³³⁾、もしくは実際に行動に移して魘魅を実施した可能性は確かに存在する。いずれにせよ、結果として聖武の皇女・光仁の皇后であった井上は大逆の罪人となり、その子の他戸も連座されて皇太子の位から追放された。一連の事件の結果として、最終的に井上母子が廢され、藤原北家に替わり、式家の勢力が拡大した。

しかし、井上母子の悲劇はまだ終わっていない。翌年の宝龜四(七七三)年十月、光仁の同母の姉難波内親王が亡くなり、これもまた井上内親王の呪詛によるものとされ、井上・他戸母子ともに大和国宇智郡の没官の邸に幽閉された。最後に二人が現れる記事は宝龜六年四月己丑(二十七日)条で、「井上内親王、他戸王並卒」と、わずか一行のみ残されている。母子揃って同じ日に亡くなるということはかなり不自然なことであり、この死に関しても諸説がある⁽³⁴⁾。

山部親王が皇太子に立てられたのは宝亀四年の正月である。のち天応元年四月三日の光仁の譲位宣命に、皇太子の山部に対して光仁の思いが次のように語られている。

(前略) 古人有言知子者親止云止奈聞食。此王波弱時利余朝夕止朕尔天至今天麻
怠事無入仕奉見波仁孝厚王尔在止奈神奈我良所知食。其仁孝者百行之基利奈。(後略)

桓武の立太子の経緯については『続日本紀』に立太子の宣命のみ記載されているが、のちの時代にできた史料『水鏡』には詳細な逸話がある。光仁が次の皇嗣を立てる際、式家の藤原百川が山部親王を推した。一方、京家の藤原浜成は「山部親王は〔御〕母卑しくおはす。いかでか位に即き給はん」と反対し、光仁に異議を申し立て、尾張女王の子の稗田親王を推薦した⁽³⁵⁾。和新笠は渡来系氏族和史氏の出身であり、光仁即位後の宝亀年間に高野朝臣の姓を賜った。延暦九(七九〇)年正月壬子(十五日)条にみえる彼女の薨伝には「宝亀年中、改姓為高野朝臣」とあり、宝亀九(七七八)年正月丙子(二十九日)条に「授從四位下高野朝臣從三位」と見えるため、宝亀九年より以前にもすでに高野朝臣の姓を賜っていたと推定する。おそらく、この賜姓と叙位は山部の立太子に合わせて、生母の出自を高めるために行われたことであろう。

三十五歳にして山部はようやく皇太子の座を手に入れた。しかし母方の血統は天皇の正統性に大きく影響するため、のちの山部(桓武)の皇位継承に当たって、高野新笠の血統問題は桓武に課された重大な課題となった。

第二章 初期桓武政権の新政

第一節 桓武の即位と辛酉革命

『続日本紀』天応元(七八一)年正月朔日の詔に、日本史上唯一の元日改元が記されている。

天応元年春正月辛酉朔。詔曰、以天為大、則之者聖人、以民為心、育之者仁后。朕以寡薄、忝承宝基、無善万民、空歴一紀。然則、惠沢壅而不流、憂懼交而弥積。日愼一日、念茲在茲。比有司奏、伊勢齋宮所見美雲、正合大瑞。彼神宮者、国家所鎮、自天応之、吉無不利、抑是朕之不徳。非独臻茲、方知凡百之寮、相諧攸感。今者、元正告曆、吉日初開。宜下对良辰、共悦嘉睨上。可下大赦天下、改元曰天応上。

祥瑞の出現をきっかけに、光仁天皇は年号を宝亀から天応に変え、同年四月に老病を理由として皇太子の山部親王に譲位した⁽³⁶⁾。

光仁が即位した神護景雲四(七七〇)年十月一日に、肥後国の人が白亀を献上し、元号を「宝亀」に改めた。天応の改元の詔には、伊勢神宮に美しい雲が現われ、それが大瑞であるため改元すべきと述べている。しかし天応の改元とこれまでの祥瑞改元との違いは、祥瑞をそのまま元号に取り入れることなく、改めて漢籍から出典を求めたことである⁽³⁷⁾。祥瑞による改元と言っても、奈良時代の命名法は祥瑞の瑞象をそのまま年号にする場合が多かった。しかし天応改元及びそれ以後の祥瑞改元は、これまでの年号の命名法と違って、祥瑞に対する解釈を年号にする傾向が見られる。

天応改元の三ヶ月後の四月三日に、光仁が譲位の詔を出した。同月十五日に桓武がその譲位を受けて即位した。しかし桓武は即位して直ちに年号を改めることはなかった。このように即位して改元せず翌年に改

元することを「踰年改元」という⁽³⁸⁾。崩御した⁽³⁹⁾約半年後、ようやく「延暦」に改元したのである。天応二（七八二）年八月朔日に百官の喪が解かれたという記事があり、同月の十九日に桓武が出した詔には、「殷周以前、未_レ有_二年号_一。至_三于漢武_一、始称_二建元_一。自_レ茲厥後、歴代因循。是以、繼体之君、受禪之主、莫_レ不_二登_レ祚開_レ元、錫_レ瑞改_レ号。朕以_二寡德_一、纂_二承洪基_一、託_三于王公之上_一、君_二臨寰宇_一。既經_二歲月_一、未_レ施_二新号_一。今者宗社降_レ靈、幽顕介_レ福、年穀豊稔、徵祥仍臻。思与_二万国_一、嘉_二此休祚_一。宜_下改_三天応二年_一、曰_中延暦元年上。」とある。中国の故実は漢の武帝から中国の皇帝が即位すると年号が変わるといふ。そして自己（桓武）はすでに即位してから一年以上が経ち、まだ年号を改めていかなかったが、「宗社降_レ靈」「年穀豊稔」の瑞象が現われたことよつて天応二年を延暦元年に改元する、という意味である。年号「天応」は先帝の光仁が頒布したもので、桓武は諒闇中の年号改定を避けて「踰年改元」に従ったのである。諒闇が解けたあとに、中国の故実などを用いて改元の正統性を主張する桓武の意図は明らかである。

改元が行われた宝龜十二（七八一）年はちょうど辛酉の年であり、正月朔日もまた辛酉の日であることである。林陸朗の説によると、「天応改元」は中国の辛酉革命説を意識して為されたといふ⁽⁴⁰⁾。

識緯・陰陽五行などの緯学思想は早くに中国から日本に伝来しており、『日本国見在書目録』には幾つか緯書の書名が見られる⁽⁴¹⁾。当時の日本における緯学の受容についてここでは言及しないが、「辛酉革命」に触れた史料として、十世紀初頭の文章博士三善清行が辛酉年である昌泰四年二月に、醍醐天皇に上書した『革命勘文』⁽⁴²⁾があげられる。

天智天皇者、息長足日広額天皇之太子也。（中略）。天豊財重日足姫天皇七年辛酉秋七月崩、天智天皇即位【当_二大唐高宗龍朔元年_一】。三年甲子春二月詔換_二冠位階_一更爲_二廿六階_一、（中略）、夏五月大唐

鎮百濟將軍劉仁願使_二朝散大夫郭務悰等來進_レ表并獻_レ物【当_二於大唐高宗麟德元年_一】。（後略）

今年辛酉【昌泰四年也】謹案。自_二天智天皇即位辛酉之年_一至_三于去年庚申_一、合_二二百卅年_一、此所謂四六相乗之數已畢。今年辛酉当_二於大變革命之年_一也。又天智天皇以來二百卅年之内、小變六甲、凡_三三度也。自_二天智天皇即位辛酉_一至_三于日本根子高瑞淨足姫天皇養老五年辛酉_一、合_二六十年_一。其年五月日本根子高瑞淨足姫太上天皇崩、然猶文武天皇不_二改元_一。至_三于七年甲子_一初改元爲_二神龜元年_一。其後六十年、天応元年辛酉夏四月白壁天皇不_レ豫也、桓武天皇天応元年四月三日受禪、同日即位。十二月廿日太上天皇崩。其後承和八年辛酉無_二異事_一、但承和七年庚申淳和太上天皇崩、九年壬戌嵯峨太上天皇崩、又廢_二皇太子_一、以_二文德天皇_一爲_二皇太子_一。其後六十年、至_三于今年辛酉_一也。（後略）

三善清行が引用した鄭玄の注「天道不_レ遠、三五而反。六甲爲_二一元_一。四六二六相乗。七元有_二三變_一。廿一元爲_二一部_一。」に関して、那珂通世説⁽⁴³⁾に従つて易緯の計算をすると、二十一元は合わせて千二百六十年である。神武天皇の即位を一部のはじまりに設定すると、推古天皇九（六〇一）年の辛酉年が一部終わりの終わりであり、三善清行が齊明天皇七（六六一）年を一部終わりにしたのは誤算であるといふことになる。どころが一部期間について、意図的に一三三〇年に計算し、齊明天皇七（六六一）年を一部終わりにすることこそが重要であり、重大な意味が含まれている⁽⁴⁴⁾。『革命勘文』の最後に書かれた「遠履_二大祖神武之遺縦_一、而近襲_二中宗天智之基業_一」に注目したい。要するに当時の三善清行の認識では、日本国の遠祖は神武天皇であり、中宗は天智天皇である。新たな一部は本朝中宗の天智天皇からスタートするといふことこそ三善清行の本意であり、遠祖たる神武天皇の即位が一部始まりで

あれば、中宗たる天智天皇の即位も一部のはじまりでなければならぬのである。

天智天皇を「本朝の中宗」と見なす観念は、すでに奈良時代の即位宣命にみえる天智天皇の「不改常典と定め賜ひ敷き賜へる法」がある⁽⁴⁵⁾。「不改常典」の実質に関して、本題と離れるので省略するが、重要なはいわゆる天武系の皇位継承の中にも「天智天皇が初め定めた法」を用いたことである。桓武の即位宣命から「不改常典」の一言が削除され、ただ「天智天皇が定めた法」だけが残された。これには桓武が皇統継承の実質を変えようとする動機があったと思われる、このことについては次章で詳細に述べることにする。前章の第一節の最後で述べたように、天智系皇統と天武系皇統は分かれた血統ではなく、系図から遡ってみれば奈良時代の天皇全員が天智の血統を引いていたことは事実である。また「吉野の盟約」が明言しているように、天武天皇は天智天皇の皇子を排除していたわけでもない。この認識が平安時代まで続いていたのは、『革命勘文』が天智天皇を本朝中宗とすることからも明らかであろう。

平安時代以降、史料上で皇統認識の変化を確認できるのは、瀧浪貞子が指摘した『神皇正統記』である⁽⁴⁶⁾。また時代は室町時代に下るが、一条兼良の『江次第抄』にも見られる。これらの史料では、天智系と天武系を別の血統として考えられている。文武天皇から淳仁廢帝まで、天武天皇の皇統として認識した。そして光仁天皇の即位によって、これまで断絶していた天智天皇の皇統が復活され、それ以降天智系の皇統が絶えなく室町時代に続いた。これらは両統迭立や南北朝時代を経験し、それに何よりも父系直系が定着した社会を生きていた人々の著述ならでの認識である⁽⁴⁷⁾。

話は天応改元に戻るが、すでに指摘されているように⁽⁴⁸⁾、この天応改元の日は、元々辛酉の日ではなく、人為的に暦を変動させた結果である。実際に算勘すると天応元年の正月朔日は元々庚申の日に当たると、

小月であった前年宝龜十一（七八〇）年十二月を一日延ばして大月にしたことによって、翌年の正月朔日を辛酉に変えたのである⁽⁴⁹⁾。人為的に暦を変動させたことは、この改元が辛酉革命説を意識した上での改元であった何よりの証拠であろう。

日本のみならず、辛酉革命思想の流行は七世紀から九世紀まで、東アジア社会に大きな影響を与えていた⁽⁵⁰⁾。『革命勘文』本文の中に、中国の歴史書物の記載と勘合し、辛酉革命・甲子革命の徴驗内容を記すことができたのもこのためである。一例をあげると、唐の高宗の顕慶五（六六〇）年に、唐が百済を滅ぼしたという大事件があり、更に国内の各地に祥瑞の龍が相次いで現れたが、この瑞象に従った改元は行われず、来たる辛酉年の顕慶六（六六一）年の三月によく龍朔に改元した。この度の辛酉改元と共に、唐では百官諸司の官称を改定するなど、大規模な政治改革が行われたのである。更にその三年後、龍朔三（六六三）年の十二月に、高宗は「十二月、庚子、詔改三来年元」と詔しており、翌年の龍朔四（六六四）年の正月朔日に、麟徳に改元することを予告した。事前に改元を予告したのは、唐代では唯一の例である。孫英剛が指摘した通り、翌年の龍朔四年は甲子年で革命改元の年であり、甲子革命説に従って改元を行うのは当時の政治のなかで重要なことである⁽⁵¹⁾。

光仁・桓武朝では当時の東アジアの共通知識である辛酉革命説を積極的に取り入れ、桓武の即位を正統化するために、中国の天人感応の観念を年号に盛り込んだわけである。元々皇位継承序列から外されていた桓武に大きなプラス効果を与えたのは間違いない。

しかし、桓武の天皇としての正統性を疑った人々の声はこれですべて消失したわけではなく、桓武の即位に反対する謀反や魔魅などのクーデターが相次いで起き、政治に大きな負の影響を与えた。

桓武の即位からまもなく「革命」が起きた。天応元（七八一）年四月、参議藤原浜成が太宰帥に左遷され、更に六月には、「所歴之職、善政無

「聞」という理由で員外帥から外された。浜成は過去、大蔵少輔・大判事・民部大輔・大蔵卿・刑部卿などを歴任し、所見のところ彼の政績に悪評は見られない。なぜ桓武が即位した直後彼を昇叙せず、すぐ左遷させたのか深く疑問に感じる。ここで『水鏡』に記載された光仁が太子を選定する際の浜成の言行が想起させる。前章の最後に触れたように、『水鏡』の記載が事実であれば、浜成は桓武の立太子に強く反対した者である。この報復にも見える人事変動は浜成の政治的立場には無関係ではなからう。

そして半年後、浜成の左遷に続いて朝政にかかわる大きな事件が発生した。天応元（七八二）年十二月に光仁上皇が崩御し、翌年の延暦元（天応二年・七八二）年閏正月十日、因幡守水上川継の謀反が発覚したのである⁽⁵²⁾。十日の夜に、川継の資人大和乙人が兵を帯びて宮城に進入したが、その場で逮捕し訊問したところ、彼は川継の謀反を白状した。その白状によると、川継の狙いは朝廷を傾覆し桓武を打倒することにあるという。共犯者は資人の大和乙人以外に、宇治王の名前も挙げられた。事件の三日後、逃走した川継は大和国葛上郡で捕まえられ、死罪を免じて妻の法壹と共に伊豆国に配流された⁽⁵³⁾。水上川継は塩焼王と不破内親王の次男であり、他戸が亡くなった後、天武の血統にもっとも近い男子である。不破内親王と川継の姉妹は事件に連坐して淡路国に配流された。同月十八日条⁽⁵⁴⁾に「員外帥藤原朝臣浜成之女、為川継妻」、男為「支党」。因「茲、解却浜成所帯参議并侍従」。但員外帥如「故」と見えるように、娘を川継に嫁がせたため、連坐の關係で浜成とその息子の継彦も一緒に処分を受けたのである。また同十八日条の最後に、川継同党の山上船主・三方王もこの謀反に加担したことが発覚し、それぞれ隠岐介と日向介に左遷されたことが記される。この事件の關係で配流、左遷、もしくは一時解任された人は合わせて三十五人にのぼり、事件の影響は、大伴家持や坂上茹田麻呂をはじめとした多くの朝政關係者に

も及んでいた。更に三ヶ月後に、左遷された与党の三方王・山上船主弓削女王等は桓武を呪詛したことが発覚し、重罪に問われた⁽⁵⁵⁾。従来、この一連の事件については、川継が謀反を計画したのは事実とする見解と、式家が京家を排除するための仕組みとする見解に分かれている。中西康裕は「川継事件は聖武の血統を引く唯一の男子を放逐するためのもの」と論じ、筆者もこの肅清説に同意するが、ただし事件を起こした動機は、前年浜成が左遷されたことによって政界の後立てを失った川継が光仁の喪中の隙を狙って謀反を企てたのではないか⁽⁵⁶⁾。

「水上川継の乱」と呼ばれたこの謀反事件は事前に発覚し、影響は最小限に抑えられたが、初期桓武政権に大きな打撃を与えてしまった。実は伊豆国に流された川継は、この二十四年後に再び京に戻された。桓武の最晩年には、かつて肅清された人々を赦免する動きがあつて、川継もその時に赦免されたひとりであつたのである。この一連の政治事件の背景には、即位したばかりの桓武が専制体制を固めようとする意図があつたと考えられ、その結果として、初期桓武政権に反対する人々が相次いで罪に問われ、政権の中心から追放された。

第二節 長岡遷都と政治動向

川継等のクーデターを解決した直後、桓武は平城京から離れて新しい都に遷る計画を図つたと見られる。しかし長岡村の地に遷都する意を公表したのは、二年後の延暦三（七八四）年五月である。当然、遷都を公表する条件を備えるまでには時間がかかるが、これまで長年の間に都が置かれた地域から離れることを宣言する時機を考える必要もあろう。先節は緯説における辛酉革命の重要性について述べてきたが、続く長岡遷都の延暦三（七八四）年は「革命」を起すべき甲子の年である。また、この年の十一月一日は「朔旦冬至」であり、『続日本紀』の同日にみえる桓武の勅には、「十一月朔旦冬至者、是歷代之希遇（略）」とあり、この

日を盛大に祝うべく賀宴を開催したのである。「朔旦冬至」とは、十一月の朔日と冬至が重なる日のことで、隋唐二代では「朔旦冬至」は重要な祥瑞と見なされ、これは「聖王の出世」を象徴する良き日である⁽⁵⁷⁾。桓武は「朔旦冬至」の十日後の同月十一日に長岡宮に移幸しており、これは実質的に長岡宮に遷都したものと見なされている。辛酉革命を意識した桓武は「聖王の祥瑞」を積極的に打ち出し、「甲子革命」の年に長岡遷都の宣言を狙ったことは考えられる。

かつて瀧川政次郎もこの遷都の本意を革命思想に求め、光仁の即位によって皇統が天武系から天智系へと代わることで新王朝が成立し、桓武は「新王朝」に相応しい新都を創始するために、水陸交通の便がある長岡の地を選んだと指摘した⁽⁵⁸⁾。その後の幾つかの論説も瀧川説を発展させたものである⁽⁵⁹⁾。また笹山晴生は、長岡京の南に位置する河内の交野の地は百済王氏の本拠地であり、平安京が造られた葛野の地は秦氏の本拠地であったことに注目し、渡来系氏族の母を持つ桓武にとって渡来氏族と関係の深い地に新都を置くことは桓武にとって大きな意義があると論じた⁽⁶⁰⁾。しかし、諸説における「新王朝」の定義にはやや疑問を感じざるを得ず、筆者は、やはり仁藤敦史が提示した「歴代遷宮」の慣例の延長線としての考えに賛成する⁽⁵⁹⁾。桓武は「歴代遷宮」という故実を意識した上で遷都を行ったのではないかと考えている。桓武の狙いは、「遷宮（都）」によって朝廷が一新し、新天皇は始祖神から靈威を受け継ぐ⁽⁶¹⁾という古代の皇位継承システムによる自己の正統性を主張することにある。この「歴代遷宮」という意識が桓武朝にまだ存在していた理由として、以下の二点が挙げられる。まず、長岡に遷都が決まった際、藤原・平城京の遷都と同じように神社への奉幣を行い（ただし藤原・平城は伊勢神宮に奉幣したことに対し、長岡は賀茂大神社のみ奉幣した）、遷都のことを報告した⁽⁶¹⁾。また大同元（八〇六）年七月、平城天皇が即位した三ヶ月後、臣下が「国家恒例、就_レ吉之後、遷_二御新宮_一

と上表しており、このことから少なくとも平城が即位する時点まで、「歴代遷宮」という意識はまだ存在していたと考えられる⁽⁶¹⁾。

即位してから政治の不穏が続く中、延暦元（七八二）年四月、桓武天皇は「宮室堪_レ居、服翫足_レ用」という理由で造宮省・勅旨省など京の造営に密接に関わる官司を廃止した。この動きは平城京を廃棄して遷都することの兆候とも考えられる。また、遷都の準備をするための人事の変動もみられる。のちに長岡遷都に関わる佐伯今毛人に從三位を授け、和氣清麻呂を撰津大夫に着任させるなど、長岡遷都の準備は早くも延暦元年からその徴兆が伺われる⁽⁶²⁾。

桓武自身も積極的にこの遷都を準備した。延暦二（七八三）年十月、桓武は行幸・遊獵という口実で河内国の交野に五日間滞在しているが⁽⁶³⁾、その目的が遷都の選定地を視察するためであることは先学が指摘した通りである。史料上明確に遷都の準備が見え始めたのは、二年後の延暦三（七八四）年五月の条であり、遷都のために中納言藤原小黒麻呂、藤原種継、左大弁佐伯今毛人をはじめとする使者を山背国長岡村の地に派遣し視察させている。六月には数十人の造長岡宮使が任命され、正史上にみえる長岡宮の造営がこの時期から始まった⁽⁶⁴⁾。同年六・七月の史料には造営に関わる調庸・資材を各国に分担させ、京外へとつなぐ重要な交通施設の山崎橋を作る材木を進上させた記事が見える。新都造営は驚きのスピードで進められ、わずか五ヶ月後の十一月、桓武は長岡宮へ遷御し、遷都相地からわずか半年で大極殿を完成させ、翌年の延暦四（七八五）年の正月は新都の大極殿で朝賀を受けている。クーデター多発の平城京から一刻も早く離れるべく、スピード重視で造営を急いだと見られる。

発掘調査によって長岡宮の大規模な宮室造営は前後二期に分けて計画的に実施され⁽⁶⁵⁾、内裏と大極殿は後期難波宮から移建したことが明らかになっている。まず延暦三年から五年の段階では、長岡宮の造営は宮

城のなかでもっとも重要な部分―内裏・大極殿・朝堂院を優先して工事に着手した。新宮の造営時間を短縮するために難波宮の中枢部分を解体し、淀川水系を利用して資材を長岡に運び、長岡宮内に移築した。その後、延暦七年から延暦十年までの間、史料上でも長岡京の造営は継続されていることが確認できる⁽⁶⁶⁾。これまでの条坊制都城と同じように、長岡京の造営プランを設計した当初にも条坊は設計されていたとみられる。しかし地形からみれば長岡村は南北方向の丘陵の南裾部に位置するので、その高地の上に宮室を作ることには非常に困難である。また、京域の範囲や諸司の配置は地形条件に大きく左右されるため、設計された条坊プランの施行は容易ではなく、膨大な費用と人力が必要となる。のちの和氣清麻呂の薨伝に「長岡新都、經三十載未レ成レ功、費不レ可三勝計」とあるように、長年に渡って地形などの自然問題を克服できずに造営計画が頓挫し、膨大な費用が掛かったため、結果として桓武は次の平安京遷都に決意したのである。

「甲子革命」と「朔旦冬至」を狙った桓武の意図を理解することはさほど難しくない。しかし長年平城京に居る旧勢力の貴族たちは、国家の中心である宮都を大和国から山背国に遷す行為に不満を積らせた。長岡京造営の最中、桓武天皇の腹心である造長岡宮使藤原種継が暗殺される事件は発生した。この年、酒人内親王の娘の朝原内親王が伊勢斎宮に決められ、伊勢に下降する朝原内親王を見送るために桓武が平城京に行幸した。しかし延暦四（七八五）年九月乙卯（二十三日）の夜に、長岡京に留守していた藤原種継が突然、賊に襲われて射殺されたのである。この事件について、現存する『続日本紀』と『続日本紀』の条文を引用した『日本紀略』の記載は大きく異なっている。現存の『続日本紀』は編纂完成の後、桓武は早良親王の怨霊を恐れて種継暗殺事件に関する記載の大半を原本から削除したと思われる。そして『日本紀略』の記載は当時に残した原本から抄出したものと考えられ、事件の詳細や暗殺に及ん

だ経過などについて詳しく記載されている⁽⁶⁷⁾。

『日本紀略』延暦四（七八五）年九月丙辰（二十四日）条の記事によれば、二十三日の夜、藤原種継が賊の近衛伯耆杼麿と中衛牡鹿木積麿の二人に狙われて射殺された。事件が起きた翌日、桓武は平城から長岡に戻り、すぐさま事件に関与していた犯人の相伴継人、相伴竹良合わせて数十人の関与者を捕まえた。訊問を進めると、春宮坊官人が事件に関与していることが分かり、故春宮大夫伴家持が相伴・佐伯両氏の力を合わせて種継を殺害する計画を謀ったということが明らかになった。また、供述された内容より、この計画はすでに皇太子に報告済であることが分かり、早良親王も暗殺事件に関与していると疑われたのである。

事件発生後、早良親王は廃太子されて淡路へ配流される途中で死没し、ほか事件に直接に関係した者等もそれぞれ罪に問われた。このうち特に留意すべきなのは、五百枝王もこの事件に巻き込まれて、伊予国に配流されていることである。五百枝王は、桓武の姉能登内親王と市原王の子であり、長屋王と吉備内親王の子供と同じように二世王待遇を特別に許され、皇位継承の可能性が十分にある人物である。早良を皇太子に立てたのは光仁の意志であり⁽⁶⁸⁾、桓武は光仁の意志に逆らうことができなかった。結果として早良親王と五百枝王が皇位継承の資格を失ったことからすると、西本昌弘が提示したように、この事件の背景には皇位継承をめぐる早良と安殿との対立があったとみるのが自然であろう⁽⁶⁹⁾。

延暦四（七八五）年十一月、早良親王の死没からわずか一ヶ月後に、長岡京の西南郊外で日本史上はじめての郊祀が行われた。さらにその一ヶ月後に桓武の長男安殿親王が皇太子に立てられた。同母弟の皇太子早良親王と特別に二世王の待遇を授けた甥の五百枝王の二人が皇統継承序列から消え去ったことによって、安殿親王の立太子への道が開けたのである。

第三章 桓武直系の確立と創出

第一節 郊祀における桓武直系皇統の確立

前章では光仁・桓武朝における革命(天命)思想の実践について触れた。緯説に唱える革命(天命)思想は、古代中国の複雑な政治思想と環境という土壌から芽生えたものである。天命思想の論理は、帝王の統治によって天が判断を下し、良き行いをすれば祥瑞を降下する。逆に悪き行いをしたら天が災いを下すという極めて単純明快なものである。または天人相関(感應)説ともいう。

長岡遷都翌年の延暦四年十一月、桓武は長岡京の南郊に位置する交野の地で天神を祀った。郊祀とは古代中国においてもっとも重要な国家祭祀の一つであり、古代日本では古くから『日本書紀』神武天皇四年春三月に、皇祖天神を郊祀して大考を申しのべたという伝承があるが、これは国史が編纂された奈良時代に中国風の祭祀の記事を付け加えたものと見られる。史料上における郊祀の実施は、確認できるのは桓武朝の延暦四(七八五)年と六年、文徳朝の斉衡三(八五六)年三回のみである。天子が都城の南郊に於いて円丘祭壇を設け、冬至の日に昊天上帝を祀る祭祀を郊祀と呼ぶ。これは中国の周代から清代まで、ほとんどの王朝で行われた伝統的な国家祭祀である。日本にとって郊祀は外来の祭祀であるが、早くも奈良時代において正月上辛祈穀⁽⁷⁵⁾と冬至儀礼の知識がもたらされたことが確認されている⁽⁷⁶⁾。

日本の郊祀研究について、早く狩野直喜が日本の祭文と唐の祝文の比較を行った。その研究によると、桓武天皇が光仁天皇を配主としたことは、唐制の明堂における昊天上帝の祭に天子の先考を配することに相当し、また文徳天皇の祭に光仁を配主としたことも桓武の故実を踏襲したものである⁽⁷⁷⁾。しかし中国の郊祀制度を学ぶことは日本の固有観念と矛盾するため全く無意味なことであったので、その後行われなくなると狩野直喜は結論づけた。また、瀧川政次郎は唐制では太祖もしくは

高宗の霊を配祀するが、桓武がそれを意図的に変更して光仁の霊を配祀したことを理由に、皇統が天武系から天智系へと移行した桓武を新王朝の始祖として捉える見解を提示した⁽⁷⁸⁾。桓武が長岡に遷都した翌年に郊祀が行われたことについて、林陸朗は長岡京と交野の地理的要素を分析し、交野に置かれた郊祀の祭壇は桓武朝政権にとって正統性を示す重要な場所と指摘した⁽⁷⁹⁾。

本稿では延暦年間二度行われた郊祀の実施の詳細をみながら問題点を提示し、特にこれまで重視されなかった延暦四年の郊祀について分析を加えていきたい。

日本史上初めて実施された延暦四年の郊祀についての『続日本紀』の記載(A)では、祭祀の内容は具体的に記されていない。また、延暦六年郊祀の祭文(B)は詳細に記されているのに対して、延暦四年の郊祀の記事は一行のみである。

(A) 延暦四年(七八五)十一月壬寅(十日) 条

「祀^二天神於交野柏原^一、賽^二宿禰^一也。」

(B) 延暦六年(七八七)十一月甲寅(五日) 条

「祀^二天神於交野^一。其祭文曰、維延暦六年歲次^二丁卯^一十一月庚戌朔甲寅。嗣天子臣謹遣^二從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告^二于昊天上帝^一。臣、恭膺^二睿命^一、嗣^二守鴻基^一。(中略)高紹天皇配神作主、尚饗。又曰、維延暦六年歲次^二丁卯^一十一月庚戌朔甲寅。孝子皇帝臣謹遣^二從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告^二于高紹天皇。(中略)用致^二燔祀于昊天上帝^一。高紹天皇、慶流^二長發^一、徳冠^二思文^一。對越昭升、永言配^レ命。謹以制^二幣・犧齊・粢盛庶品^一、式陳^二明薦^一、侑神作主、尚饗。」

この二件の郊祀記事を比較してまず気付くのは、延暦四年記事にみえ

る「賽宿禰」の言葉は六年の記事に見えないことである。

「賽宿禰」とは、祈願が成就したことに対して神仏に感謝することである。清水みきはこの「宿禰」について、「即位ではなく遷都に他ならず、その実現を早速に天帝に謝した」と推測した⁽⁸⁰⁾。しかし筆者はその解釈に疑問を感じ、改めて『続日本紀』にみえる「宿禰」の用例をすべて抽出して検討した。その結果が以下である。

①天平十三(七四一)年閏三月甲戌(二十四日)条

「奉_レ八幡神宮秘錦冠一頭、金字最勝王經、法華經各一部、度者十人、封戸、馬五疋」。又令_レ造_三三重塔_一区。賽_二宿禰_一也。」(前年天平十二(七四〇)年十月壬戌(九日)「詔_二大將軍東人_一、令_レ祈_二請_二八幡神_一焉」がみえるため、八幡神に広嗣の乱の勝利を祈願したと思われる)

②天平宝字七(七六三)年八月壬午(十二日)条

「初遣_二高麗国_一一舶、名曰_二能登_一。帰朝之日、風波暴急、漂_二蕩海中_一。祈曰、幸頼_二船靈_一、平安到_レ国。必請_二朝廷_一、酬以_二錦冠_一。至_レ是、縁_二於宿禰_一。授_二從五位下_一、其冠製、錦_レ表_レ絶_レ裏、以_二紫組_一為_レ纓。」

③天平宝字八(七六四)年十一月癸丑(二十日)条

「遣_レ使奉_二幣於近江国名神社_一。先_レ是、仲麻呂之走_二據近江_一也、朝廷遥望、禱_二請国神_一、而莫_レ出_二境内_一。即伏_二其誅_一、所_二以賽_二宿禰_一也。」

④宝亀九(七七八)年十月丁酉(二十五日)条

「皇太子向_二伊勢_一。先_レ是、皇太子寢疾久_二不_レ平復_一。至_レ是、親拜_二神宮_一、所_二以賽_二宿禰_一也。」

『続日本紀』にみえる「宿禰」は以上の四例のみである。時代分布は天平年間から宝亀九年まで、時期を特定することができない。また、祈

願内容については、戦乱の勝利を禱ること(「広嗣の乱」、「仲麻呂の乱」)や航海安全、病氣回復など実にさまざまの願いが込められていた。そして史料上では祈願成就した後神に感謝する意を表す際、「賽宿禰」や「縁於宿禰」の言葉が用いられたのである。特に注目しなければならぬのは、『続日本紀』にみえる上記の四例は、いずれも日本在来神祇の靈験によるものであることである。つまり『続日本紀』の場合、「宿禰」は日本在来の神祇信仰における祈願の特殊な表現として捉えたほうが妥当であり、その祈願の対象が外来神たる昊天上帝であったとは考え難い⁽⁸⁰⁾。中国の郊祀制度を導入したひとつの根拠として、桓武の中国嗜好に求めたい。緯説に基づいた改元や遷都はそうである。また近年、長岡宮跡で楼閣建物の門闕遺構が初めて確認できた⁽⁸¹⁾。元号・都城は皇権の象徴であることを考えると、桓武は積極的に中国の都城王権形態を意識し、自己の王権正統性を具現化したものだと考えられる。

桓武の任官経歴のなかで、称徳朝で大学頭に任ぜられたことにも留意する必要がある。大学寮の長官を務めた桓武の仕事は、学生の選抜・試験、そして年に二度の積奠を掌ることである⁽⁸²⁾。もちろん大学寮で学ぶ知識に対する理解がないとこの仕事ができない。神護景雲元(七六七)年二月七日、称徳天皇が大学寮を訪れて積奠に親臨した。この頃の大学頭は山部(桓武)である。積奠とは聖人孔子と弟子を祀る祭祀で、大学寮では一番重要な年中行事であり、『礼記』文王世子篇には「凡学、春官积_二奠于其先師_一、秋冬亦如_レ之。凡始立_レ学者、必积_二奠于先聖先師_一」⁽⁸³⁾とある⁽⁸⁴⁾。吉備真備の薨伝によれば、日本における積奠の器物や儀式はこの頃に整備されたことが知られる⁽⁸⁴⁾。積奠に務めた桓武も、学令に定められた大経『礼記』についての知識を有したはずである。また、『続日本紀』には延暦十(七九一)年桓武天皇が国忌省除の命令を下した際に『礼記』を論拠とした記事が見られ、『礼記』や『春秋』などの儒家經典の教えに基づいて国忌省除の施行を強調し、桓武をめぐる新秩序の

構築に使われていた。このように桓武は儒教経典を意識して自分の皇統の正統性を主張していたと推測する⁽⁸⁵⁾。

河内春人は延暦六年の祭文と『大唐開元礼』、『大唐郊祀録』に収録された祭文を比較した結果、延暦六年の郊祀祭文は『大唐開元礼』に由来するものと断定し、延暦四年も六年と同じ祭文通りの儀式が行われたと指摘した⁽⁸⁶⁾。祭文と『大唐開元礼』との関係は河内春人が指摘した通りであるが、もし本当に同じ手順で同じ郊祀が行われたとするならば、先に延暦四年記事に郊祀祭文を載せるのは自然であろう。また、延暦六年にみえない「宿禰」の言葉にも興味深い。延暦四年に実施した郊祀は、同年に起きた一連の事件によって混乱となった政治と皇統を安定させるため発案されたのだと推測できる。事態が収束に向かうため、日本でも一度も行われなかった中国の郊祀を試行したのではないか。

続いて『礼記』の中の郊祀に関する内容を改めて検討する必要がある。『礼記』郊特牲篇には、「郊之祭也、迎_レ長日之至_一也。大報_レ天而主_レ日也」⁽⁸⁷⁾と、郊祀はいつ実行するか、どのような目的で行われたのかについて記載されている。『礼記』と『大唐開元礼』の根本的な違いは、『開元礼』はあくまで『礼記』の儀注で、唐玄宗時代に定めた儀式作法の規範を集めたものであるという点である。『礼記』にみえる「報」とは報賽の意味で、張鶴泉によれば、周の時代に行われた郊祀は「天の恩典を報答する」という意味がある⁽⁸⁸⁾。「日を主とす」とは、唐代の孔穎達が撰述した『礼記正義』⁽⁸⁹⁾の注釈にみえる「而天之諸神唯日為_レ尊、故此祭者日為_レ諸神之主」、故云主_レ日也」であり、この郊祀の目的は諸神の主である太陽に対して尊敬する心を表わすためのものと解釈された。『礼記』郊特牲篇の後半に「天神」という言葉もみえており、古くからアマツカミである日の女神「天照大神」を想起させる。そして高取正男は立太子礼の一環として皇太子が伊勢神宮に参宮することがある⁽⁹⁰⁾ことを指摘し、早川庄八も正統性の付与において神祇も活用されたとの

見解を述べた⁽⁹¹⁾。延暦四年の郊祀にみえる「天神」とは、中国の昊天上帝と日本のアマツカミを包括する「天神」の総称である可能性が高いと考えられよう。延暦四年の郊祀記事にみえる「賽宿禰」は、『礼記』郊特牲篇が唱える郊祀の内容と一致する可能性はないとは言えない。これまで延暦四年の郊祀は『大唐開元礼』に基づいたと考えられたが、筆者は『礼記』の知識に基づいた祭祀である可能性が高いと推測する。

また、延暦四年と六年の間に郊祀がおこなわれていなかった理由としては、延暦五（七六六）年十月甲申（二十八日）が光仁天皇の改葬日だったことが考えられる。それ以前の郊祀の配主として光仁を設定したとは考え難く、やはり直系継承のため光仁を改葬したあとに、二度目の郊祀が行われていたのではないか。佐野真人は「延暦六年の郊祀は天子として養・喪・祭の三孝道を完了し、礼を治める人君が到達した究極」とし、当時の日本で郊祀を行う背景には、王権の安泰が関わっていると推論した⁽⁹²⁾。

延暦四年の場合、郊祀直前には種継の暗殺事件・早良の廃太子などがあり、極めて王権が不安定な状況に陥った。一度目の郊祀を行ったあとに安殿が立太子されたのは、こうした王権を安定させるためであり、実際に二度目の郊祀が行われた直後、安殿は元服した。かつて聖武が立太子された時と同じ十四歳という歳で安殿を元服させることは、桓武の皇位を継承する安殿の正統性を二度の郊祀に求めたと考えられるのではないか。

第二節 祖先への追慕と桓武直系の創出

桓武朝における山陵祭祀及び国忌の省除について、長年にわたり多くの研究の蓄積がある。詳細に関しては諸研究に譲るとして、本稿の視点から必要な範囲に限って検討を加えておきたい。

まず山陵奉告に関して、桓武朝での山陵への臨時奉告・奉幣は延暦四

(七八五)年と十二(七九三)年の二度に行われた。過去の研究が注目してきたのは、延暦四年の臨時奉告に見える「後佐保山陵」の比定問題である。

『続日本紀』延暦四年(七八五)十月庚午(八日)条

「遣_二中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂・大膳大夫從五位上笠王於山科山陵、治部卿從四位上志濃王・散位從五位下紀朝臣馬守於田原山陵、中務大輔正五位上當麻王・中衛中將從四位下紀朝臣古佐美於後佐保山陵」、以告_下廢_二皇太子_一之状上。」

『日本紀略』延暦十二年三月癸卯(二十五日)条

「告遷都由於山陵(山科・田原・後田原)。」

瀧浪貞子はこの「後佐保山陵」を聖武陵に比定し、これより後の延暦十二年の臨時奉告に聖武陵が奉幣対象から除外され、天智―志貴―光仁への奉幣対象に変わったとしている。長岡に遷都した延暦四年の早良廢太子の奉告は「聖武系の皇統との決別」を意識したものであり、これより以降は天武系から天智系の皇統意識の転換期だと推定し、平安期以降天武系への奉幣は史料上で一切見られないという⁽⁹³⁾。瀧浪の論説を受け、吉田孝は「桓武には天武―聖武の皇統を積極的に否定する意志はなかった」と述べ⁽⁹⁴⁾、清水みきもこれに近い論を提示した⁽⁹⁵⁾。しかし「後佐保山陵」は一度しか見られない陵墓の名称であり、『延喜式』にみえる聖武陵は「後佐保山陵」ではなく、「佐保山南陵」と記載されている。吉川真司は、延暦四年の段階で光仁が改葬されていない(延暦五年十月改葬)ことから、この「後佐保山陵」は光仁陵である可能性を提示した。『東大寺要録』八巻に山陵に関する裏書があり、そこに記載された「広仁天皇、山陵佐保山葬」という史料を手がかりにし、延暦四年早良廢太子の奉告対象の「後佐保山陵」を光仁陵に比定した。また、吉川の論に

よれば、延暦五年に光仁を志貴の田原陵の側に改葬したのは、桓武が「専制君主」としてさまざまな勢力との闘争した結果、すなわち桓武へ権力集中の結果であった。桓武が求める皇統の理念は、つまり(天智―志貴―光仁)という直系皇統を打ち出すことである。そして桓武自身をその延長線上に置くために、直系による系譜的な正統化を図ることこそ桓武の真意である⁽⁹⁶⁾。

また、国忌に関して服藤早苗は、桓武は中国の宗廟制を導入して、天武系を排除し天智系の直系祖先のみを崇敬する理念を強めたと指摘している⁽⁹⁷⁾。最近の国忌研究に関して二星裕哉は、延暦十(七九一)年の国忌省除令について具体的分析し、結果としてこの国忌省除令はやはり天智系皇統を重視する政策と評価された⁽⁹⁸⁾。

筆者も、『東大寺要録』の裏書が確認された以上、この「後佐保山陵」の比定を光仁陵にすべきと考える。その上で吉川真司が説く桓武の皇統意識について少し内容を加えて考えておきたい。桓武が求める皇統の理念は(天智―志貴―光仁)という直系皇統の継続であり、その延長上には桓武自身ももちろん置かれていたが、さらにその延長線上に息子の安殿を置こうとした。そうすると、早良親王が皇太子の座に居続けるのは、勿論桓武の直系皇統への創出を妨害する存在となる。しかし種継の暗殺事件はあくまで予測不能のこととして考えるべきであり、延暦四年の安殿はわずか十二歳で若すぎるので、この頃の桓武が早良の排除を企図したとは考えられず、種継の暗殺事件と早良の死は桓武にとっても予想外の事態だったと思われる。

また、奈良時代にみえる唯一の前例、道祖王の廢太子に關しても先帝の山陵への奉告は行われなかった。早良は光仁の意によって指定された皇太子であり、彼を排除した桓武は当然、指名した光仁に奉告しなければならぬ。その奉告の対象に天智・志貴を加えたことは、早良を廢太子し直系継承を目指した桓武の意志が含まれているかもしれない。前述

のように、延暦四年十月早良が廢太子されたのち配流の途中に死し、同年十一月に一度目の郊祀が行われ、その直後に安殿が立太子された。皇太子の廢立は国家政治に係る一大事であり、一ヶ月あまりで先の皇太子を廢し新しい皇太子を立てることはこれまでにないことである。桓武は極力皇太子の空位を避けるため、一刻も早く安殿を皇太子に立てようとしたが、準備が整わず、『礼記』の知識のみを頼りにして一回目の郊祀を実行したのではないか。

吉江崇の研究によれば、皇太子常置制度を整備したのは桓武天皇である。奈良時代において、皇太子は常に置かれていたわけではないが、桓武が光仁の讓位を受けた翌日、同母弟の早良を皇太子に定めて以降、皇太子は常に置かれることとなった。平安初期において、天皇の即位後または踐祚後すぐの立太子が通例化し、皇太子の空位は避けられるようになった⁽⁹⁹⁾。奈良時代に多発した叛乱や事件を皇太子の不在によるものと認識しそのような状況を避けるため、またあるいは桓武が直系継承を実現するため、皇太子を常に置くべきと定めたのではないか。

桓武は父系直系皇統を創出しようとすると同時に、母の高野新笠の地位を強化する方策も打ち出した。その証拠の一つとして『続日本紀』桓武が即位する天応元年四月癸卯（十五日）条に「凡人子乃蒙福欲為流事於夜乃多米聞行須。故是以朕親母高野夫人乎称皇太夫人冠位上奉治奉」と記されるように、桓武の天皇即位によって生母の高野新笠に高い地位が与えられたという事は明白である。このことに関して仁藤敦史は、「高貴な母の存在やその承認により自己の即位を正統化するという流れではなく、父光仁とは対象的に天皇としての正統性を卑母である高野新笠に求めている」と述べるが⁽¹⁰⁰⁾、延暦四（七八五）年五月に桓武が祖父母を追贈する詔にみえる「祖以レ子貴」のように、高野新笠が皇太夫人になる理由は、『春秋公羊伝』の故実である「母以レ子貴」を根拠としたものと見られる⁽¹⁰¹⁾。もう一つ留意しておきたいのは、高野氏と関

連して百済王氏を「外戚」と呼ぶタイミングである。史料における「朕が外戚」の初見は延暦九（七九〇）年二月であり、前年の十二月には新笠はすでに死去していた。高野氏と百済王氏との関わりについてほかに史料はない。また、高野新笠を百済王族の末裔とした和氣清麻呂撰「和氏譜」は、新笠の死後に公表したものである。もし最初から新笠の出自は百済武寧王の子純陞太子の末裔になることが明白であれば、桓武が母方の血統に即位の正統性を求めるのは容易である。『続日本紀』にみえる和氣清麻呂薨伝から推算すれば、「和氏譜」を撰述した時期は彼が中宮大夫に任命された延暦七（七八八）年から新笠が死没した八年の間だと推測される。即ち「和氏譜」の撰述によって桓武が長年に悩まされた母方の血統問題は、ようやく解決されたのである。

終わりに

以上、光仁天皇の即位事情から『続日本紀』が終わる延暦十（七九一）年まで、各時期における桓武の皇統意識の変化を検討してきた。各方面から桓武の皇統意識を考えた上で、彼の皇統意識を構成した要素は大きく二つに分けられる。

一つ目は仁藤敦史の指摘通り、「双系原理」が働く古代日本では、渡来人である母の血統問題は長年のコンプレックスとして桓武王権の弱みであった。そのため桓武は即位の正統性を父方の光仁の讓位に求め、さらに中国の政治思想や祭祀儀式などを導入し、当時の唐で流行している曆法・讖緯と政治思想等を取り入れて王権を強化することに務めた。

二つ目は、山陵祭祀における天智・志貴・光仁への追慕や弟の早良親王の排除・安殿の立太子など、桓武は自らの直系による皇統継承を強く意識したと見られる。通説的な天武系から天智系への皇統の変化をただちに桓武の「新王朝の開始」とみるのはやはり曖昧な見方であり、「皇統の源流」と「桓武の新政」は同一視されるのではなく、それぞれ違

う課題として考えるべきである。

古代日本では、中国の王朝更迭による易姓思想が受容されていない。従って天武系皇統から天智系への「王朝の交替」を中国の革命思想である「易姓革命」とみなすことには無理がある⁽¹⁰⁾。皇帝（天皇）が天命をうけて四海に君臨する天命思想というものは、元明天皇が頒布した平城遷都の詔をはじめ、称徳が皇太子を立てない時に出した詔に皇太子の位を「天の許しを授くべき人」に定めるなど、八世紀の天皇の皇統意識に密接に繋がったもので、桓武自身も前代からこの意識を受け継いだと見られる⁽¹⁰⁾。

延暦四年に行われた郊祀は桓武が『礼記』に基づいて行ったものであり、彼は唐の太宗に倣い、自分が「天が認めた聖王」であることを中国風に演出することに目的があったのだろう⁽¹⁰²⁾。この郊祀の直後には安殿親王が皇太子に立てられており、延暦六年に行われた二度目の郊祀の焦点は、唐礼に基づいて施行した郊祀とその祭文にみえる配主であった。光仁を配主としたことによって、光仁—桓武—安殿（延暦六年元服）までの父方血統のみで構成された新たな皇位継承の秩序が完成されたのである。延暦六年郊祀が実行された翌年の延暦七年から、天応元年以降停止されていた征夷も再開していることは、朝廷の政治態勢が一定的の安穩を迎えたことの傍証となろう。桓武朝前期に重んじられた天命思想によって、皇位継承の新秩序や皇統意識の再構築が可能となったのである。しかし、桓武が創出した直系継承は息子の世代ではまったく無視され、平城—嵯峨—淳和の三人兄弟が継続して天皇となり、またその後も承和の変まで直系皇統が確定できなかったことも事実である。このことに関して、西本昌弘は『東宝記』に記載されたいわゆる桓武遺詔について考証し、兄弟相承のことは桓武の意志であると述べられたが⁽¹⁰³⁾、平安初期における皇位継承の兄弟相承問題は、今後の課題としたい。

註

- (1) 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」（『京制並に都城制の研究』、角川書店、一九六七年）、四八四頁。
- (2) 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」、前掲註（1）論文、五〇六—五〇九頁。
- (3) 林陸朗「桓武天皇の政治思想」（山中裕編『平安時代の歴史と文学歴史編』、吉川弘文館、一九八一年）。
- (4) 清水みき「桓武朝における遷都の論理」（門脇禎二編『日本古代国家の展開』上巻、思文閣出版、一九九五年）。
- (5) 瀧浪貞子「桓武天皇の皇統意識」（『日本古代の宮廷社会の研究』、思文閣出版、一九九一年）、一四三—一五一頁。
- (6) 吉川真司「後佐保山陵」（『続日本紀研究』三三二、二〇〇一年）。
- (7) 仁藤敦史「桓武天皇の皇統意識と氏の再編」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年）。
- (8) 新訂増補 国史大系『続日本紀』（吉川弘文館、一九七六年）による。特に断らない限り、『続日本紀』の史料を扱う。
- (9) 瀧浪貞子「藤原永手と藤原百川—称徳女帝の「遺宣」をめぐる—」（『日本古代の宮廷社会の研究』、思文閣出版、一九九一年）、一一五頁。
- (10) 「百川伝」について主に参考としたのは林陸朗「奈良朝後期宮廷の暗雲」（『上代政治社会の研究』、吉川弘文館、一九六九年、初出は『國學院雑誌』六二—九、一九六一年）。
- (11) 「百川伝」に関して、吉川敏子「『日本紀略』藤原百川伝の成立」（『律令貴族成立史の研究』、塙書房、二〇〇六年）は、種継暗殺事件によって『続日本紀』から削除されたという論を提示した。しかし「百川伝」には、称徳天皇の病気を治療した際、治療を行う尼がいたという話がある。その治療行為は明らかに僧尼令が禁じていた「凡そ僧尼、吉凶を下ひ相り、及び小道、巫術して病を療せらば、皆還俗」であるため、『続日本紀』編纂当時にこのような律令の規定に反する内容はあるはずがないと考えられ、故に林氏の論に従う。ただし『公卿補任』宝龜二年条「時議」所立、群臣異論とあるように、「百川伝」の中にある皇嗣を議定する詳細はある程度当時の状況を反映していると考えられる。

- (12) 『続日本紀』神護景雲四年八月癸巳(四日)条。
- (13) 瀧浪貞子「藤原永手と藤原百川―称徳女帝の「遺宣」をめぐる―」、前掲註(7)論文、一一五頁。
- (14) 天皇(大王)即位において年長であることが重要な要素である。仁藤敦史「古代女帝の成立―大后と皇祖母―」(『古代王権と支配構造』、吉川弘文館、二〇一二年、初出は『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇七、二〇〇三年十月)。
- (15) 天武系各皇親とその子孫について、倉本一宏「奈良朝の政変劇と皇親」(『歴史文化ライブラリー』奈良朝の政変劇―皇親たちの悲劇)、吉川弘文館、一九九八年)、二一五―二二二頁にまとめられている。
- (16) 広岡義隆「文室真人智努の生涯…天平一知識人の憂愁」(『三重大学日本語学』二、一九九一年)の研究によると、浄三の晩年は佛教に傾倒したという。『延暦僧録』所収「沙門釈浄三菩薩伝」(『日本高僧伝要文抄』第三所収、『大日本佛教全書』)の本による。
- (17) 中西康裕「桓武天皇と皇位」(『続日本紀と奈良朝の政変』、吉川弘文館、二〇〇二年)、二九五頁。
- (18) 義江明子『日本古代系譜の様式論』吉川弘文館、二〇〇〇年。
- (19) 河内祥輔「奈良時代後期政治史の基調」(『古代政治史における天皇制の論理』、吉川弘文館、一九八六年)のなかには、光仁を他戸王への「中継ぎ」的な男帝としてみる。
- (20) 中川収「光仁朝の成立と井上皇后事件」(『奈良朝政治史の研究』、高科書店、一九九一年、三六三頁。初出は『日本歴史』第二二七号、一九六七年四月、一部補訂)。
- (21) 仁藤敦史「桓武天皇の皇統意識と氏の再編」、前掲註(7)論文、五九頁。
- (22) 村尾次郎「桓武天皇」(吉川弘文館、一九八七年)。亀田隆之「水上川継事件」(『奈良時代の政治と制度』、吉川弘文館、二〇〇一年)、初出は「水上川継事件に関する一考察」(『人文論究』第四一卷第三号、一九九一年)。
- (23) 中村光一「奈良時代後期における皇位継承問題―山部親王立太子への道程―」(『史聚』第四三号、二〇一〇年)、一〇頁。
- (24) 『続日本紀』宝龜元年八月丁巳(二十八日)条。
- (25) 「他戸親王は井上内親王の実子ではない」という見解がある。山口博「藤原浜成論」(『古代文化』第二七卷十二号、一九七五年)。三七頁には「井上内親王は山部親王の立太子を阻止するために、他の妃所生の他戸親王を嗣子としたことである」とある。またこの仮説を受けて、塚野重雄「井上内親王の子」(『古代文化』第二八卷第十号、一九七六年)二二頁の最後に「内親王は母方同族である梶犬養宿禰勇耳の生んだ白壁王の子他戸をもらって嫡子として、早くから備えていたのである」という結論がある。
- (26) 中村光一「奈良時代後期における皇位継承問題―山部親王立太子への道程―」、前掲註(二二)論文。
- (27) 『続日本紀』宝龜三年三月癸未(二日)条。
- (28) 中川久仁子「桓武」擁立の背景―井上・他戸母子の処遇をめぐる―(『平安京遷都期政治史のなかの天皇と貴族』雄山閣、二〇一四年、初出は佐伯有清編『日本古代史研究と史料』、青史出版、二〇〇五年)。
- (29) 日本思想大系「律令」補注1名例律注6h「蠱毒と魘魅」による。
- (30) 本居宣長の『続経歴朝詔詞解』にこの見解が述べられている。(『本居宣長全集』第七卷、筑摩書房、一九九〇年)。
- (31) 粟田広上が『日本霊異記』に登場した御手代東人の後妻ではないかと仮説を立てたのは近江昌司「井上皇后事件と魘魅について」(『天理大学学报』一四一―一、一九六二年)、二五〇―二七〇頁。
- (32) 中川収「光仁朝の政治構造と志向」(『奈良朝政治史の研究』、高科書店、一九九一年、初出は林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年、一部補訂)、三九〇頁。
- (33) 北山茂夫「藤原種継事件の前後」(『日本古代政治史の研究』、岩波書店、一九五九年)。
- (34) 角田文衛「宝龜三年の廢后廢太子事件」(『角田文衛著作集』第3巻、法蔵館、一九八五年、初出は『律令国家の展開』、塙書房、一九六五年)、三三三頁。
- (35) 『水鏡』光仁天皇の段。
- (36) 『続日本紀』天応元年四月辛卯(三日)条。光仁の讓位宣命には讓位の理由について、「元來風の病に苦しむ。身体安からず、復年も弥高く成りにて、餘命幾もあらず」とある。
- (37) 林陸朗「元号「天応」「延暦」について」(『國學院短期大学紀要』

- 二十号、二〇〇三年三月)、五頁。
- (38) 奈良時代の「踰年改元」に関しては文武天皇が慶雲四年六月に崩じて、元明天皇が翌月に即位したが、しばらく年号を改めず、翌年の正月に和銅に改元した。
- (39) 『続日本紀』天応元年十二月丁未(二十三日)条。
- (40) 林陸朗「桓武天皇の政治思想」、前掲註(3)論文、三〇頁。
- (41) 『日本国現在書目録』にみえる緯書の書目は、『河図』一卷、『河図龍文』一卷、鄭玄注『易緯』十卷、宋均注『詩緯』十卷、鄭玄注『礼緯』三卷、宋均注『楽緯』三卷、宋均注『春秋緯』四十卷、宋均注『孝經鈞命訣』六卷、宋均注『孝經援神契』七卷、『孝經援神契音隱』一卷、また雜緯『孝經内事』一卷、『孝經雄図』三卷、『孝經雌図』三卷、『孝經雌雄図』一卷がある。
- (42) 三善清行「革命勘文」(『群書類従』卷第四六一・雑部十六、所収)。
- (43) 那珂通世「上世年紀考」(故那珂博士功績記念会編『那珂通世遺書』大日本図書、一九一五年、初出は『史学雑誌』第八編八十一、十二号、一八九七年)。
- (44) 田中卓は、一部二三二〇年説に賛同し、久米邦武が指摘した書紀紀年の設定は「天智帝の時に緯書の天数を推して造為したるものと判定す」を取りあげ、天武朝に紀年の推定を求めた。田中卓「所功著『三善清行』を讀みて『革命勘文』に及ぶ」(『皇學館論叢』415、一九七一年十月)。また鎌田元一は、一部二三二〇年説は三善清行の目的である昌泰四年改元のため作為したと見る。鎌田元一「暦と時間」(『律令国家史の研究』塙書房、二〇〇八年、初出は上原真人・白石太一郎・吉川真司編『列島の古代史』ひと・もの・こと』第七卷『信仰と世界観』、岩波書店、二〇〇六年)。私見では、『革命勘文』の冒頭は様々の緯書から原文を引用し、鄭玄の注は本来にあった鄭玄の註釈を引用したものと見なすべきである。昌泰四年の改元が清行の目的とは言え、故意に上表文に引用する緯書の内容を改竄、あるいは加筆することは、当時における文人官僚の知識の共有及び政治状況から見ると、考えられないことである。
- (45) 奈良時代の即位宣言にみえる「不改常典」は合わせて四箇所がある。初見は慶雲四(七〇七)年七月壬子(十七日)条元明天皇の即位宣言(二箇所)であり、続いて聖武天皇の神龜元(七二四)年二月甲午(四日)条の即位宣言と天平勝宝元(七四九)年七月甲午(二日)条の讓位宣言(孝謙天皇への讓位)にも「不改常典」の言葉が見える。
- (46) 瀧浪貞子「桓武天皇の皇統意識」、前掲註(5)論文。『神皇正統記』は天武を篡奪者とみる意識があり、これは奈良時代に見られないが、おそらく天智系皇統が定着したこととの関係がある。
- (47) 『江次第鈔』第三、正月、国忌。佐野真人「山陵祭祀より見た天智・光仁・桓武三天皇への追慕意識」(『神道史研究』六〇―一、二〇一二年)。この史料に対して、佐野氏は「より直系皇統を意識した一条兼良の時代の認識によるもの」と述べているが、氏の見解には従わない。また、十三世紀末に成立した仏教説話集『長谷寺験記』には、「同天皇(称徳)御宇ニ、舒明天皇ノ太子、天智・天武両帝之御末、代々位ヲ取セ給ケル程ニ、後ニハ天武天皇之御方エナリテ、天智天皇之御末ハ既ニ絶サセ給ハムトセシニ」とあり、『神王正統記』より成立時期が早いのである。
- (48) 清水みき「桓武朝における遷都の論理」、前掲註(4)、三八六頁。
- (49) 細井浩志「IⅡ天文記事と国史編纂(日本古代の改暦と政治・制度)」(『古代の天文異変と史書』、吉川弘文館、二〇〇七年、初出は「日本古代の改暦の政治・制度史的研究」『九州史学』一三二号、二〇〇二年)。細井氏は、天応元年正月朔日を辛酉日に改定した光仁の動きは天皇権限によるものであるとする。
- (50) 孫英剛「辛酉革命」説与龍朔改革…7〜9世紀的緯学思想与東亜政治、(『史学月刊』、二〇一三年、第七期)、三二〜四一頁。
- (51) 孫英剛「辛酉革命」説与龍朔改革…7〜9世紀的緯学思想与東亜政治、前掲註(48)論文、三九頁。
- (52) 『続日本紀』延暦元年閏正月甲子(十一日)条(この日の干支に關して、国史大系では「甲子」となるのは誤写であり、正しくは甲午である)。
- (53) 『続日本紀』延暦元年閏正月丁酉(十四日)条。
- (54) 『続日本紀』延暦元年閏正月辛丑(十八日)条。
- (55) 『続日本紀』延暦元年三月戊申(二十六日)条。
- (56) 水上川継の乱に關して数多く先行研究があり、その中に謀反が事実だと考えられているのは林陸朗の前掲註(10)「奈良朝後期宮廷の暗雲」の論文である。また、阿部猛論文「天応二年の水上川継事件」

では「川継事件なるものは、基本的には藤原式家と佐伯氏に対する藤原京家・北家の対立に問題があった」と述べられている(『平安前期政治史の研究』新生社、一九七四年)。中西康裕「桓武天皇と皇位」、前掲註(17)論文、三〇〇～三〇一頁。

- (57) 「朔旦冬至」の典故は『楽・汁圖徴』で、「天元十一月朔旦冬至、聖王受享祚」とある。『楽・汁圖徴』現在本文は逸失しているので、『隋書』卷七十八・「簾吉伝」、『北史』卷八九・「簾吉伝」に「朔旦冬至」に関する部分が引用されている。古代中国における「朔旦冬至」の研究について、孫英剛の論文「朔旦冬至」与「甲子革命」…曆法、讖緯与唐代政治(『唐研究』第一八卷、二〇一二年)、二一～三三頁に参照する。また、前掲註(3)林陸朗論文「桓武天皇の政治思想」では日本古代の「朔旦冬至」について触れている。

- (58) 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」、前掲註(1)の論文。
(59) 清水みき「桓武朝における遷都の論理」、前掲註(4)論文、三九一頁。

- (60) 笹山晴生「平安京の歴史的位置」(笹山晴生編『古代を考える―平安の都』、吉川弘文館、一九九一年)、四頁。

- (61) 仁藤敦史「桓武天皇の皇統意識と氏の再編」、前掲註(7)論文、六四頁。

- (62) 吉田孝「歴史のなかの天皇」、岩波新書、二〇〇六年。

- (63) 『続日本紀』延暦三年六月壬子(十三日)条。桓武は紀船守を派遣し、山背国の賀茂大神社に幣を奉り、遷都のことを賀茂の神に告げた。また同年十一月乙丑(二十八日)条には、遣使修理賀茂上下二社及松尾乙訓社」とあり、山背国の地祇の社を修理させた記事が見える。

- (64) 従来の説は、藤原京まで歴代遷宮が行なわれ、それ以降の歴代遷宮は終焉を迎えたと考えられている。しかし平城天皇即位の際、公卿の奏上に「国家恒例、就吉之後、遷御新宮(中略)亮陰之後、更建新宮、古往今来、以為故実」(『日本後紀』大同元年七月十三日条)とあるように、代替わりの際に新宮を造営することは故実であると公卿の間では一般認識されている。また、瀧浪貞子は平城宮における造宮省関係の任命記事や催造司設置の記事などを根拠として、代替わりごとに宮内遷宮をしていたと主張した。瀧浪貞子「歴

代遷宮論―藤原京以後における―」(『史窓』三十六、一九七九年)。

- (65) 和氣清麻呂が摂津大夫に任命されたのは、難波宮を解体して長岡の地に移るための人事と考えられる。

- (66) 『続日本紀』延暦二年十月戊午(十四日)、壬戌(十八日)条。

- (67) 『続日本紀』延暦三年五月丙戌(十六日)、六月己酉(十日)条。

- (68) 清水みき「長岡京造営論―二つの画期をめぐって」(『ヒストリア』一一〇、一九八六年)。

- (69) 『続日本紀』にみえる最後の長岡京造営の関係史料は、延暦十年九月甲戌(十六日)条である。越前、丹波、但馬、播磨、美作、備前、阿波、伊豫などの国に命じて、平城京の諸門を壊して長岡京に運んだ。以降、『日本後紀』が散逸しているため、長岡京造営の終止に関する詳細が確認できない。

- (70) 吉川敏子「日本紀略」藤原百川伝の成立」、前掲註(10)論文、二五四～二五七頁。

- (71) 種継暗殺事件前後の政治的背景について、北山茂夫「藤原種継事件の前後」(『日本古代政治史の研究』、岩波書店、一九五九年)、笹山晴生「平安初期の政治改革」(『岩波講座日本歴史3 古代2』、岩波書店、一九九三年)等が代表的な論考である。

- (72) 山田英雄「早良親王と東大寺」(『南都仏教』一一、一九六二年)。

- (73) 高田淳「早良親王と長岡遷都―遷都事情の再検討―」(林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』、続群書類従完成会、一九八五年)。本郷真紹「光仁・桓武朝の国家と仏教―早良親王と大安寺・東大寺―」(『律令国家仏教の研究』、法蔵館、二〇〇五年、初出は『仏教史学研究』三四―一、一九九二年)。

- (74) 西本昌弘「早良親王薨去の周辺」(『日本歴史』六二九、二〇〇〇年)、「藤原種継事件の再検討―早良親王春宮坊と長岡京の造営―」(『歴史科学』一六五、二〇〇一年)。

- (75) 林陸朗「長岡京の謎」、新人物往来社、一九七二年。

- (76) 高田淳「早良親王と長岡遷都―遷都事情の再検討―」、前掲註(68)論文。

- (77) 西本昌弘「早良親王薨去の周辺」、前掲註(69)論文、また同氏の「藤原種継事件の再検討―早良親王春宮坊と長岡京の造営―」(『歴史科学』一六五、二〇〇一年)も参考にした。

- (78) 『経国集』卷二十に「郊祀之礼」に関する問答文がある。問題は「郊祀之礼、責簡尚存。孟春上辛、有司行事。由是正月上辛、応_レ拜_二南郊_一(後略)」。回答者の船沙弥麻呂の回答文後に天平三(七三二)年五月八日の日付があるため、奈良時代には「上辛」に関する認識があると見られる。詳細な考証は佐野真人「奈良時代に見られる郊祀の知識―天平三年の対策と聖武天皇即位に関連して」(『続日本紀研究』三九二、二〇一一年六月)を参照せよ。
- (79) 佐野真人「奈良時代に見られる郊祀の知識―天平三年の対策と聖武天皇即位に関連して」、前掲註(73)論文。
- (80) 狩野直喜「我朝に於ける唐制の模倣と祭天の禮」(『讀書纂餘』、弘文堂書房、一九四七、初出『徳雲』二二二、一九三一年)。
- (81) 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」、前掲註(1)論文。
- (82) 林陸朗「長岡・平安と郊祀円丘」(『古代文化』二六―三、一九七四年)。
- (83) 清水みき「桓武朝における遷都の論理」、前掲註(4)論文。
- (84) 「賽宿禰」は在来神祇の影響があることについて、すでに吉田孝及び仁藤敦史の指摘がある。吉田孝「九―一〇世紀の日本」(岩波講座「日本通史」5、岩波書店、一九九五年)、仁藤敦史「桓武天皇の皇統意識と氏の再編」、前掲註(7)論文。
- (85) 「長岡宮「翔鸞楼」」(『向日市埋蔵文化財調査報告書』第七五集、向日市埋蔵文化財センター、二〇〇七年)。
- (86) 『律令』職員令、大学寮条「頭一人。掌らむこと、学生を簡び試みむこと、及び積奠の事」。
- (87) 『礼記・孝経』礼記・文王世子篇、(中華書局、二〇〇七年)。
- (88) 『続日本紀』宝龜六年十月壬戌(二日)条。
- (89) 東野治之「遣唐使船」(朝日新聞社、一九九九年)、一七六―一八二頁。
- (90) 河内春人「日本古代における昊天祭祀の再検討」(『古代文化』五二―一、二〇〇二年)。
- (91) 『礼記・孝経』礼記・郊特牲篇(中華書局、二〇〇七年)。
- (92) 張鶴泉「周代郊天之祭初探」(『史学集刊』一九九〇年第一期)。
- (93) 『礼記正義』「唐」孔穎達撰(呂友仁編、上海古籍出版社、二〇〇八年)。
- (94) 高取正男「神道の自覚過程」(『神道の成立』、平凡社、一九七九年)。
- (95) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」(『天皇と古代国家』、講談社学術文庫、二〇〇〇年、初出は『日本の社会史』3、岩波書店、一九八七年)。
- (96) 佐野真人「日本における昊天祭祀の受容」(『続日本紀研究』第三七九号、二〇〇九年)。
- (97) 瀧浪貞子「桓武天皇の皇統意識」、前掲註(5)論文。
- (98) 吉田孝「九―一〇世紀の日本」前掲註(80)論文。
- (99) 清水みき「桓武朝における遷都の論理」、前掲註(4)論文。
- (100) 吉川真司「後佐保山陵」、前掲註(6)論文。
- (101) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐって」(『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出は『日本史研究』三〇二号、一九八七年)。
- (102) 二星裕哉「桓武朝における天智系皇統意識の成立」(『ヒストリア』第二一五号、二〇〇九年)。
- (103) 吉江崇「平安前期の王権と政治」(『岩波講座日本歴史 古代4』岩波書店、二〇一五年)、一九頁。
- (104) 仁藤敦史「桓武天皇の皇統意識と氏の再編」、前掲註(7)論文。
- (105) 「母以子貴」の典故は『公羊伝・隠公元年』である。『続日本紀』では「母以子貴」の原文が見えず、延暦四年は父方の祖父母への追贈記事と延暦九年母方の祖父母への追贈記事に「母以子貴」の変形文である「祖以子貴」の文がみえる。
- (106) 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」、前掲註(1)論文に、「故に中国の革命思想は、天位を嗣ぐ皇統が易る際に這入り込む可能性がある。皇統は易っても、その姓は同じであるから、これは易姓革命とはいえない。しかし易房革命と呼ぶことはできよう」と、「易姓革命」を「易房革命」に言い改めている、四七八頁。
- (107) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」、前掲註(89)論文。
- (108) 佐藤宗諱「長岡遷都の一背景」(『日本史研究』四六一号、二〇〇一年)、四九―五〇頁。
- (109) 西本昌弘「桓武改葬と神野親王廢太子計画」(『続日本紀研究』第三五九号、二〇〇五年十二月)。

(二〇一八年二月六日 採択決定)

Imperial Consciousness of the Emperor *Kanmu*

GONG Ting

Department of Japanese Studies
School of Cultural and Social Studies
SOKENDAI (The Graduate University for Advanced Studies)

Summary

This paper discusses the imperial consciousness of the Emperor *Kanmu* from prior to and immediately after accession to the throne to transfer of the capital to *Heian-kyo* in 794.

In 770, Prince *Shirakabe*, the grandchild of Emperor *Tenchi*, was enthroned as Emperor *Konin* after Emperor *Shotoku* died. Although the imperial line had succeeded from Emperor *Tenmu*, there had been a string of power struggles, and Prince *Shirakabe*, a descendent of Emperor *Tenchi*, became Emperor *Konin* following the order of succession. After enthronement, Emperor *Konin* named Imperial Princess *Inoe* Empress and Imperial Prince *Osabe* Crown Prince. Due to the humble background of Emperor *Kanmu*'s mother as a naturalized clansman, there was no hope for the Emperor to become crown prince even after his father, Prince *Shirakabe*, was enthroned, but he aimed to succeed as a government bureaucrat. However, he charged Imperial Princess *Inoe* with high treason for cursing and removed the Empress and Crown Prince *Osabe*.

The Emperor *Kanmu*'s accession to the throne was a great epoch in history. With the transfer of the capital, the Nara period completely ended and the Heian period commenced. He was enthroned in Heijyo-kyo and the capital was moved to Nagaoka-kyo in A.D. 784. It is thought that the transfer of the national capital to Nagaoka-kyo was conducted to eliminate outdated thinking and concepts and to enhance the authority of the emperor. The Heian period attached great importance to the Providence Theory; Kanototori is one of the zodiac signs in Chinese astrology and is said to be the year of revolution. It is believed that Emperor *Kanmu* strongly admired China; he imitated Tang emperors and performed Koshi two times.

Some people, however, were dissatisfied with *Kanmu*'s policies and launched a coup d'état. Many of the royal family members were subjected to criminal punishment. After transferring the capital to Nagaoka-kyo, *Fujiwara no Tanetsugu* was assassinated. After this incident, the Imperial Prince *Sawara* and *Ioe* were completely removed from the line of succession of the Imperial Throne. The succession to the Imperial Throne shall devolved on a direct line to Imperial Prince Aden.

After the death of Emperor *Kanmu*, the princes ascended to the throne in order; the reforms by Emperor *Heizei*, the next emperor after *Kanmu*, were no less positive than the reforms by *Kanmu*. A new order of succession to the throne composed only of paternal bloodline was completed.

Key words: Emperor *Kanmu*, Imperial Consciousness, Nagaoka-kyo, Heian period